

下水道法による 特定施設届出のしおり

長野県千曲川流域下水道事務所

長野市 須坂市 千曲市 坂城町 小布施町 高山村

目 次

ページ

はじめに	2
届出の概要	2
届出に必要な書類の一覧	5
チェックシート	6
届出書の提出先	7
届出以外の事業者の義務	8
行政権限	8
水質測定頻度	9
罰則一覧	9
水質汚濁防止法との関係	10
届出書等の記入例	11
特定施設一覧	34
届出備忘欄	44
届出様式	45
千曲川流域下水道関連公共下水道下水排除基準一覧表	66
除害施設	69
長野県内の環境計量証明事業者一覧表	77

はじめに

下水道は、私たちの生活を快適にするとともに、河川や湖の環境をまもる大切な施設です。下水道を保護し、事業場からの排水が適正に処理されるように、下水道法では水質汚濁防止法及びダイオキシン類対策特別措置法と同様の水質規制が行われており、特定施設（次頁（注）参照）については、届出の義務、排除基準の遵守などが定められています。

事業所からの排水は、水量が多く、水質によってはそのまま排除すると下水管を傷めたり、終末処理場の浄化効率を低下させることがあります。重金属等による環境汚染も問題であり、これらの物質は終末処理場での処理が困難であるばかりでなく、たとえ微量でも、終末処理場から発生する下水汚泥に含まれて、処理を困難にします。

関係事業者におかれては、下水道の機能や環境保全の必要性をご理解いただき、必要な届出を行うとともに、排除基準を遵守するようお願いします。

届出の概要

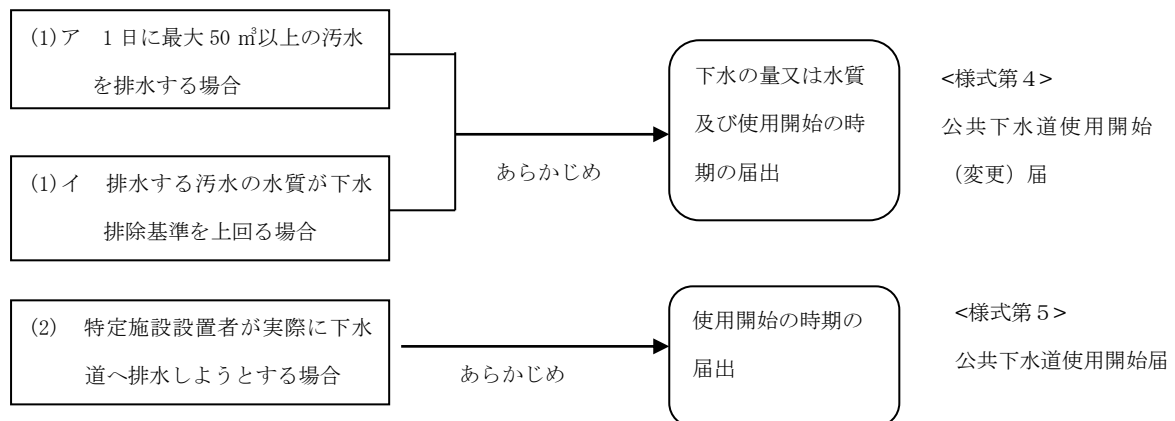
下水道法では、次のいずれかに該当する場合には所定の届出を行わなければなりません。

- 1 これから下水道を使用しようとする場合
 - （１） ア 1日に最大で50 m³以上の排水がある場合
イ 排水の水質が、下水排除基準を上回る場合
 - （２） （１）に関係なく、特定施設を設置している事業場等から実際に下水道に排水する場合
- 2 新しく下水道法で特定施設（次頁（注）参照）の届出をする場合
 - （１） 下水道処理区域内の事業場等が特定施設を設置しようとする場合
 - （２） 下水道処理区域内の事業場等にある既存の施設が、特定施設に指定された場合
 - （３） 特定施設を設置している事業場等が、下水道の処理区域となり、新たに接続した場合
- 3 2により届出をした特定施設の変更等をする場合
 - （１） 特定施設の届出事項を変更しようとするとき
 - （２） 届出者及び管理責任者の氏名又は名称等に変更があったとき
 - （３） 特定施設の使用を廃止したとき
 - （４） 特定施設を譲り受け、借り受け等により届出をした者の地位を承継したとき
- 4 事故時の措置
 - （１） 特定事業場から有害物質又は油を含む下水が排出される事故が発生したとき

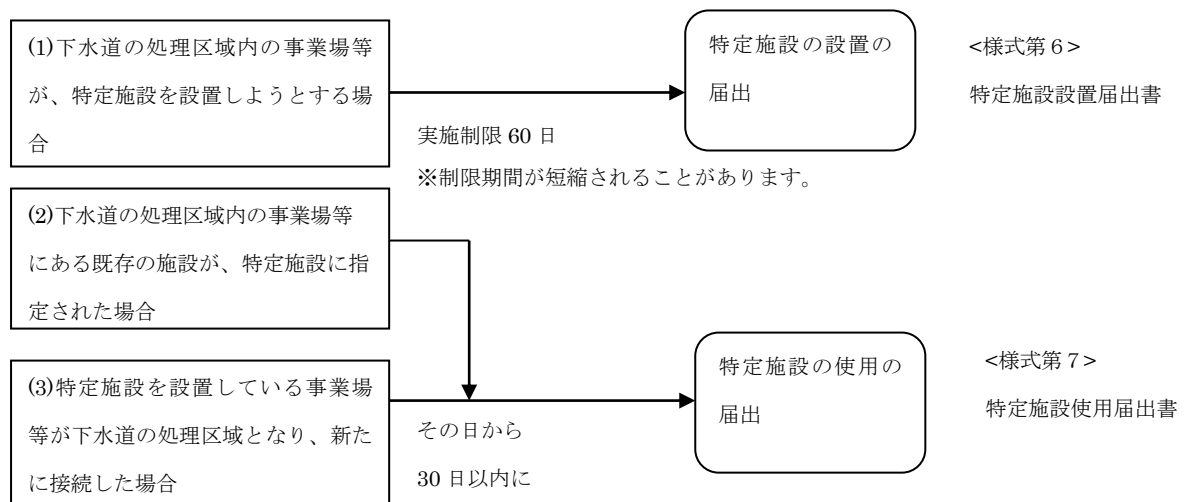
これらの届出に係る概要は次のとおりです。

(注) 特定施設：水質汚濁防止法施行令で定められている別表第1 (p. 33～p. 41) またはダイオキシン類対策特別措置法施行令で定められている別表第2 (p. 42) のいずれかの施設

1 これから下水道を使用しようとする場合

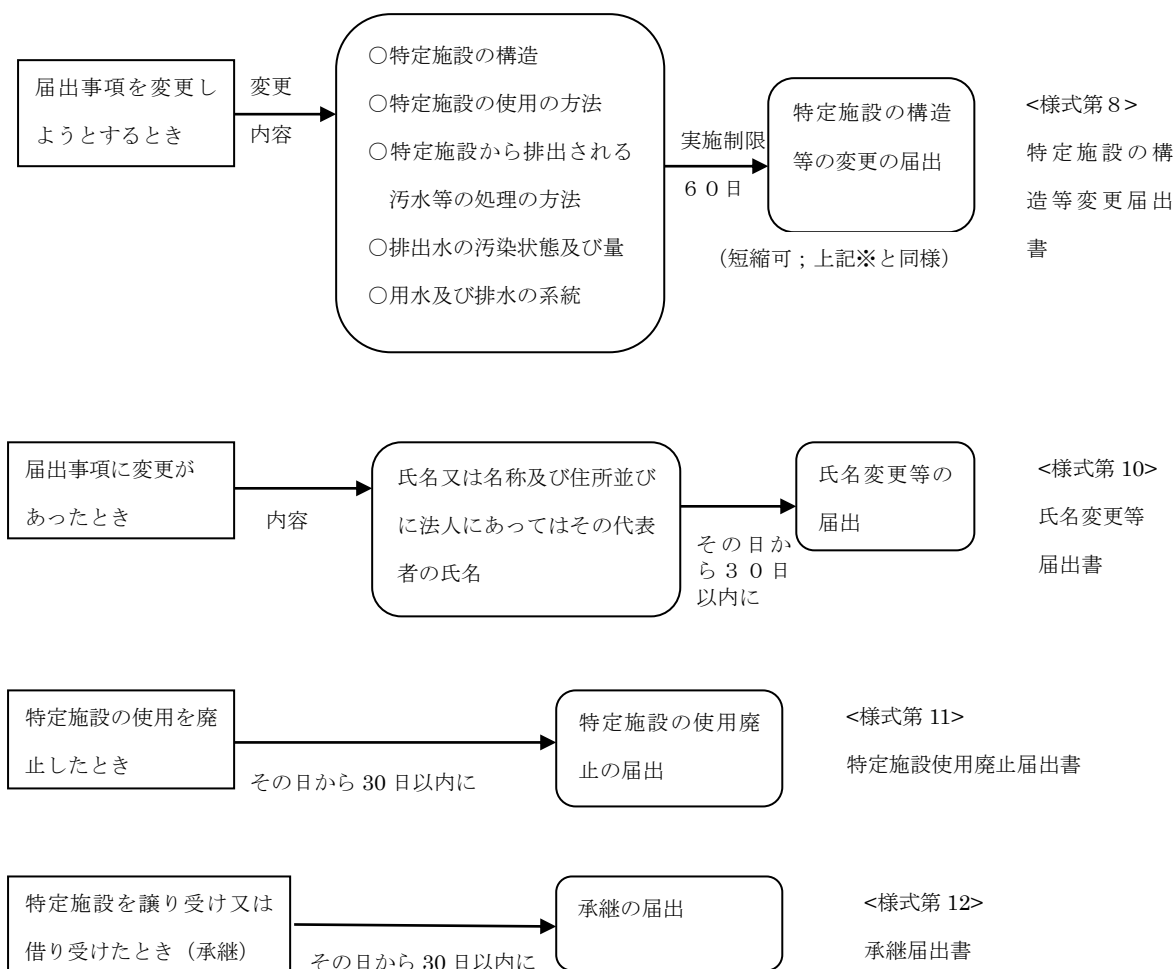


2 新しく特定施設の届出をする場合

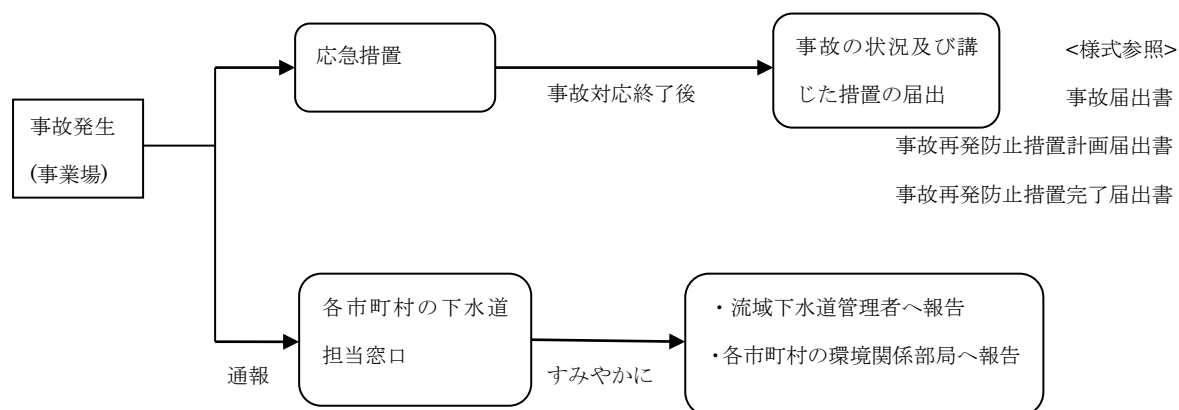


2(1)、(2)の場合は、水質汚濁防止法の「特定施設」に係る届出も必要になりますので、詳しくは9ページを参照してください。

3 2により届出した特定施設の変更等をする場合



4 有害物質等が下水道に流入する事故が発生したとき



<参考>

公共下水道管理者に特定施設の設置又は構造等変更に係る届出書を提出し受理された場合には、「様式第9 受理書」が交付されます。

届出に必要な書類の一覧

届出の種類			下水道 の使用 開始	特 定 施設の 設 置	特 定 施設の 使 用	特 定 施設の 構造等 変 更	氏 名 変 更 等	特定施 設の使用 廃止	承 継
下水道法の該当条項									
参照ページ			第 11 条 の 2	第 12 条 の 3 第 1 項	第 12 条 の 3 第 2, 3 項	第 12 条 の 4	第 12 条 の 7	第 12 条 の 7	第 12 条 の 8
所定用紙									
必要書類等									
公共下水道使用開始届	様式第 5	12	◎	○	○				
特定施設設置届出書	様式第 6	14		◎					
特定施設設置等工事完了届	別紙	-		○		○			
特定施設使用届出書	様式第 7	-			◎				
特定施設の構造等変更届出書	様式第 8	-				◎			
特定施設の構造	別紙 1	16		◎	◎	○			
特定施設の使用の方法	別紙 2	18		◎	◎	○			
汚水等の処理の方法	別紙 3	20		◎	◎	○			
下水の量及び水質	別紙 4	22		◎	◎	○			
用途別用水使用量	別紙 5	24		◎	◎	○			
氏名変更等届出書	様式第 10	-					◎		
特定施設使用廃止届	様式第 11	-						◎	
承継届出書	様式第 12	-							◎
事業場付近の見取り図	自由	25		◎	◎	○			
事業場の建物の配置図	自由	25		◎	◎	○			
特定施設等主要機器の配置図	自由	26		◎	◎	○			
特定施設の構造図	自由	27		◎	◎	○			
特定施設の操業系統図	自由	28		◎	◎	○			
汚水処理施設の構造図	自由	29		◎	◎	○			
汚水処理の系統図	自由	30		◎	◎	○			
事故時の連絡体制	自由	31		◎	○	○			

- 注) 1 ◎は必須書類、○は必要に応じて添付する書類です。
2 届出書に添付する図面等は、届出書の大きさ(A4)に折り、左とじにしてください。
3 これらの届出の用紙は、届出書の各提出先(p. 6)に準備してあります。
4 これらの届出書類は、正本 1 部とその写し 3 部を提出してください。
5 特定施設の設置及び特定施設の構造等の変更届が受理されたときには、受理書が交付されます。

特定施設届出の審査のチェックシート（ ☐ 設置 ☐ 構造等変更 ☐ 使用）		チェック欄		
チェック項目		事業者	市町村	
期限	届出期限内に提出されているか （設置・構造等変更:60日前、 使用:その日から30日以内）			
形式審査	共通項目	届出年月日、申請者の氏名・住所は記載されているか		
		申請者の電話番号は市外局番が記載されているか		
		不要な項目は二本線で消去されているか		
		必要な項目が全て記載されているか		
		必要とする添付書類はそろっているか		
		別紙に記載した番号と図表の番号が合致しているか		
	鑑（表紙）	工場又は事業場名、所在地は適当か		
		該当する全ての特定施設の種類(施設名・番号)の記載があるか		
		特定施設名・番号は別紙と合っているか		
	構造・使用の方法	特定施設に係る図面や一覧表が添付されているか		
		変更届出書の場合、変更前後が明確に示されているか		
		特定施設の設置場所及び操業系統の図面が添付されているか		
		使用原料又は使用薬品についての記載が適当か。使用薬品のSDSが添付されているか		
	汚水の処理の方法	処理施設の構造や設置場所の図表の添付があるか		
		処理フローシート、導水経路を明記した図面が添付されているか		
		残渣の量、その処理方法の記載があるか		
		公共下水道への接続点が全て明記された図面が添付されているか		
		回分式処理の場合、処理手順を記載したものが添付されているか		
		処理前後の水質と水量は系統別に全ての記載があるか		
	その他	(下水の量及び水質)全ての排水口の記載があるか		
(用水及び排水の系統)排水口の番号は添付図面と一致しているか				
用水及び排水系統図には全ての排水口についての系統の記載があるか				
内容審査等				
確認欄	☐ 提出部数(3部) ☐ 受付印			
	☐ 特定事業場等台帳の更新 ☐ 届出受付簿の記入			
	※決裁後(月 日送付()): ☐ 受理書(設置・構変届の場合) ☐ 副本 ☐ チラシ)			

下水道法に基づく届出書の提出先

工場又は事業場の所在地	提 出 先
長 野 市	長野市上下水道局下水道施設課 〒381-0022 長野市大字大豆島 4330 TEL 026-221-6456 FAX 026-221-1681
須 坂 市	須坂市水道局上下水道課 〒382-8511 須坂市大字須坂 1528-1 TEL 026-248-9008 FAX 026-246-4773
千 曲 市	千曲市建設部上下水道課 〒387-8790 千曲市杭瀬下二丁目 1 番地 TEL 026-274-7280 FAX 026-273-1517
坂 城 町	坂城町建設課 〒389-0692 埴科郡坂城町大字坂城 10050 TEL 0268-75-6208 FAX 0268-82-8314
小 布 施 町	小布施町建設水道課 〒381-0297 上高井郡小布施町大字小布施 1491-2 TEL 026-214-9106 FAX 026-247-3113
高 山 村	高山村建設水道課 〒382-8510 上高井郡高山村大字高井 4972 TEL 026-214-9297 FAX 026-248-0066

届出以外の事業者の義務

1 排除基準の遵守 (p. 65～p. 66 参照)

下水道に下水を排除する場合でも、排除基準を遵守しなければなりません。

下水管などを傷める下水や、終末処理場で処理することが難しい物質、処理ができて多すぎると十分処理できない物質（油や BOD など）には、一定の排除基準が定められています。

排除基準は、業種、排水量、施設の設置時期によって異なっていますので注意してください。特定施設の場合、いくつかの項目については重要な基準として、直罰基準となっています。

2 下水の水質の測定・記録保存

特定施設設置者は、「下水の水質の検定方法に関する省令」に規定する検定の方法で、次ページの表のと通りの頻度で下水の水質を測定し、その結果は、様式第 13 の記録表 (p. 32 参照) により記録し、5 年間保存しなければなりません。

3 報告書の提出

公共下水道管理者から、事業場の状況や下水の水質に関して、必要な報告を求められたら、その報告書を提出しなければなりません。

4 事故時の措置

下水道関係法令では、事故時の措置が義務付けられている物質として有害物質と油が定められています。万が一、特定事業場から有害物質又は油を含む下水が排出される事故が発生したときには、直ちに応急の措置を講ずるとともに、公共下水道管理者に届け出なければなりません。

行政権限

下水道施設の損傷を防止し、公共用水域の水質汚濁を防止するために、事業者や下水道の利用者に対し、公共下水道管理者には、次のような行政権限が認められています。

- 1 計画変更、廃止命令（下水道法 第 12 条の 5）
- 2 排水設備等の立入検査（第 13 条）
- 3 処理区域内の使用の制限（第 14 条）
- 4 損傷、汚濁原因者、工事に対する負担金の請求（第 18 条、第 18 条の 2、第 19 条）
- 5 行為の制限（第 24 条、第 29 条）
- 6 改善命令（第 37 条の 2）
- 7 監督処分（第 38 条）
- 8 報告の徴収（第 39 の 2）

水質測定頻度

下水の水質の測定

項目	頻 度
温度、pH	最低 1日に1回
BOD	最低 14日に1回
その他	最低 7日に1回

(注) 良好な水質の下水を継続して排除している場合や業種によっては、この水質測定の頻度が緩和される場合があります。詳しくは各市町村窓口（P6）へお問い合わせください。

罰則一覧

排除基準、各種届出、報告の徴収等に違反した者や、下水道管理者の改善命令、監督処分等に応じなかった者に対しては、以下の表のとおり罰則が定められています。

違反内容	罰 則	適 用
○計画変更命令違反 ○改善命令違反 ○監督処分違反	1年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金	法第45条
○排除基準違反	6ヶ月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金	法第46条第1項
○事故時の措置命令違反	6ヶ月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金	法第46条第2項
○過失による排除基準違反	3ヶ月以下の拘禁刑又は20万円以下の罰金	法第46条の2
○特定施設の設置等又は構造等変更の変更届出義務違反	3ヶ月以下の拘禁刑又は20万円以下の罰金	法第47条の2
○その他の違反①	20万円以下の罰金	法第49条
・ 下水道使用開始届、特定施設使用届の届出をしない、又は虚偽の届出をした場合 ・ 特定施設に関する実施の制限に違反した場合 ・ 水質測定義務に関し、水質測定の記録をせず、又は虚偽の記録をした場合 ・ 立入検査を拒み、妨げ、忌避をした場合 ・ 報告の徴収に関し、報告をせず、又は虚偽の報告をした場合		
○その他の違反②	10万円以下の過料	法第51条
・ 特定施設設置届における氏名等の変更の届出をしない、又は虚偽の届出をした場合 ・ 特定施設使用廃止届、継承届の届出をしない、又は虚偽の届出をした場合		

水質汚濁防止法との関係

千曲川流域下水道は汚水処理するための下水道ですので、下水道に接続しても雨水は公共河川等へ放流されることになります。このため、特定施設は水質汚濁防止法（地域振興局・長野市）と下水道法（市町村役場）にそれぞれ届出が必要です。

1 下水道の処理区域内に、新しく特定施設を設置する場合

地域振興局（長野市は長野市環境保全温暖化対策課）へは、水質汚濁防止法の「特定施設設置届」を提出し、市町村の下水道担当窓口へは、下水道法の「特定施設設置届」をそれぞれ工事着手の 60 日前までに提出してください。同時に下水道の使用を開始する場合は、更に「公共下水道使用開始届」を提出してください。

※ 60 日という期間は短縮されることがあります。詳しくは、下記の機関又は市町村の下水道担当窓口へお問い合わせください。

2 下水道への接続以前から水質汚濁防止法による特定施設の届出をしている事業者の場合

地域振興局（長野市は長野市環境保全温暖化対策課）へは、水質汚濁防止法の「特定施設の構造等変更届」を工事着手の 60 日前までに提出し、市町村の下水道担当窓口へは下水道法の「公共下水道使用開始届」をあらかじめ、また、「特定施設使用届」を下水道の使用を開始した日から 30 日以内に提出してください。

3 既にある施設が新たに特定施設に指定された場合

地域振興局（長野市は長野市環境保全温暖化対策課）へは、水質汚濁防止法の「特定施設使用届」を、また、市町村の下水道担当窓口へは、下水道法の「特定施設使用届」を、特定施設に指定された日から 30 日以内にそれぞれ提出してください。

公害防止管理者は、下水道に接続しても継続して選任してください。

「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」に基づき、公害防止管理者等を選任していた事業場においては、公害防止管理者等が条例による水質管理責任者として引き続き責任を持って、事業場内の汚水処理施設及び下水道に排除する排水の管理を行ってください。

水質汚濁防止法の書類提出先一覧

長野市	長野市環境部環境保全温暖化対策課 〒380-8512 長野市大字鶴賀緑町 1613 TEL 026-224-8034（直通）
須坂市 千曲市 坂城町 小布施町 高山村	長野県長野地域振興局環境・廃棄物対策課環境保全係 〒380-0836 長野市大字南長野南県町 686-1 TEL 026-234-9590

届 出 書 等 の 記 入 例

以下に、主な届出書等の記入例をクリーニング店を例として示します。他の届出については、ここに記載されているものを参考にして、正しく、わかりやすく記入してください。

掲載記入例：

様式第 5 「公共下水道使用開始届」

様式第 6 「特定施設設置届出書」

＜添付書類＞

別紙 1 「特定施設の構造」

別紙 2 「特定施設の使用の方法」

別紙 3 「汚水等の処理の方法」

別紙 4 「下水の量及び水質」

別紙 5 「用途別用水使用量」

＜添付図面＞

図-1 「工場又は事業場の付近の見取り図」

図-2 「工場又は事業場の建物の配置図」

図-3 「特定施設等主要機器の配置図」

図-4 「特定施設の構造図」

図-5 「特定施設の操業系統図」

図-6 「污水处理施設の構造図」

図-7 「污水处理の系統図」

「事故時の連絡体制」

＜保存書類＞

様式第 13 「水質測定記録表」

公共下水道使用開始届

〇〇年〇月〇日

様

届出者
住 所 〇〇市〇〇町 1 2 3 番地
氏名又は名称及び法人にあ アクアパルクリーニング
ってはその代表者の氏名 千曲 清
電話番号 0 2 6 - △△△-△△△△

次のとおり公共下水道の使用を開始するので、届け出ます。

汚水発生施設等 管理責任者	浅川 澄子	連絡窓口 電話番号	平日	0 2 6 - △△△ -△△△△
			休日・夜間	0 2 6 - △△△ -△△△△
排除場所	敷地東側 敷地南側	排水口数	2 口	
開始年月日	〇〇年〇月〇年	特定施設 の種類	6 7 洗たく業の用に 供する洗浄施設	

備考
「特定施設の種類」は、水質汚濁防止法施行令（昭和 4 6 年政令 1 8 8 号）別表第一及び
ダイオキシン類対策特別措置法施行令（平成 11 年政令 4 3 3 号）別表第二に掲げる号番号及
び名称を記入すること。

(1) 公共下水道使用開始届 (様式第 5)

a 届出年月日

届出に係る工場又は事業場の所在地を管轄する市町村へ提出する日付を記入すること。

b 提出先

各公共下水道管理者あてとすること。

c 届出者

個人営業の場合は、工場又は事業場の名称、営業者の住所・氏名・電話番号を記入すること。

法人の場合は、法人名・本社の所在地・代表者氏名・電話番号を記入すること。

d 汚水発生施設管理責任者及び連絡窓口電話番号

汚水発生施設等管理責任者の氏名及び連絡窓口となる電話番号を記入すること。

※ 責任者不在の場合、勤務時間外の場合にも、連絡が取れること。

e 排除場所

汚水を下水道に排除する排水口の位置を記入すること。

f 排水口数

汚水を下水道に排除する排水口の数を入力すること。

g 開始年月日

下水道の使用開始予定年月日を記入すること。

h 特定施設の種類

特定施設の種類は、水質汚濁防止法施行令（昭和 46 年政令第 188 号）別表第一（p. 33～p. 41 参照）及びダイオキシン類対策特別措置法施行令（平成 11 年政令第 433 号）別表第二（p. 42 参照）に掲げる号番号及び施設の名称を記入すること。

特定施設設置届出書

〇〇年〇月〇日

〇〇市長 様

届出者
住 所 〇〇市〇〇町 1 2 3 番地
氏名又は名称及び法人にあ アクアパルクリーニング
つてはその代表者の氏名 千曲 清
電話番号 0 2 6 - △△△ - △△△△

下水道法第 12 条の第 3 第 1 項の規定により、特定施設の設置について、次のとおり届け出ます。

汚水発生施設等 管理責任者	浅川 澄子	連絡 窓口	平日	0 2 6 - △△△ - △△△△
		電話 番号	休日・ 夜間	0 2 6 - △△△ - □□□□
工場又は事業場の名称	アクアパルクリーニング	※整理番号		
工場又は事業場の所在地	〇〇市〇〇町 1 2 3 番地	※受理年月日		年 月 日
特定施設の種類	6 7 洗濯業の用に 供する洗浄施設	※施設番号		
△特定施設の構造	別紙 1 のとおり。	※審査結果		
△特定施設の使用の方法	別紙 2 のとおり。	※備考		
△汚水の処理の方法	別紙 3 のとおり。			
△下水の量及び水質	別紙 4 のとおり。			
△用水及び排水の系統	別図のとおり。			

- 備考
- 1 △印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。
 - 2 ※印の欄には、記入しないこと。
 - 3 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格 A 4 とすること。

(2) 特定施設設置届出書(様式第6)

a 届出年月日

届出に係る工場又は事業場の所在地を管轄する市町村へ提出する日付を記入すること。

b 提出先

各公共下水道管理者あてとすること。

c 届出者

個人営業の場合は、工場又は事業場の名称、営業者の住所・氏名・電話番号を記入すること。

法人の場合は、法人名・本社の所在地・代表者氏名・電話番号を記入すること。

d 汚水発生施設管理責任者及び連絡窓口電話番号

汚水発生施設等管理責任者の氏名及び連絡窓口となる電話番号を記入すること。

※ 責任者不在の場合、勤務時間外の場合にも、連絡が取れること。

e 工場又は事業場の名称

届出に係る工場又は事業場の名称を記入すること。

f 工場又は事業場の所在地

届出に係る工場又は事業場の所在地を記入すること。

g 特定施設の種類

特定施設の種類の、水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)別表第一(p.33～p.41参照)及びダイオキシン類対策特別措置法施行令(平成11年政令第433号)別表第二(p.42参照)に掲げる号番号及び施設の名称を記入すること。

別紙 1

特定施設の構造

施 設 名 (特定施設番号)	洗浄施設 (6 7)	洗浄施設 (6 7)	()
型 式	クリーン工業 (株) オープンウォッシャー CW-1013	(株)ドライ産業 ドライウォッシャー DDW-52	
主要寸法	縦 190 c m 横 150 c m 奥行き 110 c m	縦 180 c m 横 120 c m 奥行 90 c m	
能 力	容量 100 リットル 洗たく 20 k g	容量 90 リットル 洗たく 10 k g	
設 置 数	3 基	1 基	基
新設変更の着手予定 完 成 予 定 使用開始予定	〇〇年〇月〇日 〇〇年〇月〇日 〇〇年〇月〇日	〇〇年〇月〇日 〇〇年〇月〇日 〇〇年〇月〇日	年 月 日 年 月 日 年 月 日
その他参考事項			

関連図面：図-1「付近の見取り図」 図-2「建物の配置図」
図-3「特定施設等主要機器の配置図」 図-4「特定施設の構造図」

(3) 特定施設の構造（別紙1）

a 施設名（特定施設番号）

施設名は、「(2) 特定施設設置届出書 g 特定施設の種類」に同じ。

同一の構造のものが複数ある場合は、まとめて記入してもかまわない。

特定施設番号は、特定施設すべてに通し番号を付して記入すること。

b 型式

カタログ等により、その設備のメーカー名、呼び名、型式、年式、形状等を記入すること。

c 主要寸法

その設備のタテ、ヨコ、奥行き等の主要寸法を記入すること。

d 能力

その設備の最大容量、時間当たり最大生産量、処理能力等代表的な数値を記入すること。

e 設置数

その設備の設置台数を記入すること。

f 新設変更の着手予定

g 完成予定

h 使用開始予定

設置届又は構造等変更届の場合、当該届出に係る特定施設の着手、完成、使用開始のそれぞれの予定年月日を記入すること。

なお、届出受理日から60日を経過した後でないと、工事に着手できないので注意すること。

また、届出の内容が相当であると認められた場合には、60日の実施制限を短縮することが認められる。

i その他参考事項

その他届出に係る特定施設の構造について、参考となるべき事項があれば記入すること。

※ 構造等変更にあつては、変更しようとする事項について、変更前と変更後の内容を対照できるように記入すること。

特定施設の使用方法

施 設 名 (特定施設番号)	洗浄施設 (6 7)	洗浄施設 (6 7)	()
使 用 時 間	10時から 5時まで 連続・ 時間ごと (6 時間/日)	9時から 5時まで 連続・ 2時間ごと (4 時間/日)	時から 時まで 連続・ 時間ごと (時間/日)
季節的変動の概要	4～6月 約 30%増加	同左	
原材料の種類 一日当たり使用量 及び使用方法	粉石けん 1kg メタけい酸ソーダ 1kg コーンスターチ (のりづけ) 0.5kg	〇〇パーク (テトラ クロロエチレン) 2kg	
排水・残渣等の扱い		排水→活性炭吸着器 へ 残さは業者へ委託し て 産廃処理	
その他参考事項		残さ収集運搬・処理委 託業者 「クリーンサービス」 TEL 026- □□□-□□□□	

関連図面：図-3「特定施設等主要機器の配置図」

図-5「特定施設の操業系統図」

(4) 特定施設の使用の方法（別紙2）

a 施設名

別紙1の記入方法に同じ。

b 使用時間

該当する特定施設の通常の状態における1日の使用開始時刻、終了時刻及び実使用時間を記入すること。

連続使用の場合は「連続」に○をし、断続運転の場合は何時間おきかを記入すること。

c 季節的変動の概要

該当する特定施設の使用に当たり、季節的変動がある場合には、その状況を簡略に記入すること。

d 原材料の種類、1日当たり使用量及び使用方法

該当する特定施設を含む作業工程において、使用する全ての原材料（消耗資材を含む。）の種類、1日当たりの平均的使用量及び具体的な使用方法を記入すること。

e 排水・残渣等の扱い

該当する特定施設から発生する排水や残渣の処理、処分方法について記入すること。

業者委託の場合は、その業者の名称及び連絡先電話番号を「その他参考事項」の欄に記入すること。

例：「污水处理施設使用」、「無処理で下水道に排除」、「残渣は業者委託回収」

f その他参考事項

その他届出に係る特定施設の使用について、参考となるべき事項があれば記入すること。

※ 構造等変更にあつては、変更しようとする事項について、変更前と変更後の内容を対照できるように記入すること。

汚水等の処理の方法

汚水処理施設名		ヘアートラップ	活性炭吸着器	
着 工 予 定		〇〇年〇月〇日	〇〇年〇月〇日	年 月 日
完 成 予 定		〇〇年〇月〇日	〇〇年〇月〇日	年 月 日
使用開始予定		〇〇年〇月〇日	〇〇年〇月〇日	年 月 日
汚 水 処 理 設 備 概 要	汚水処理の方法	スクリーン除去	活性炭吸着	
	種類・型式	網目スクリーン	(株)ピア機械 ABC-100	
	能 力	1cm×1cm メッシュ	20 リットル／時間	
汚水処理施設の 使 用 時 間		10時から5時まで 連続・時間ごと (6時間／日)	10時から6時まで 連続・時間ごと (8時間／日)	時から時まで 連続・時間ごと (時間／日)
季節的変動の概要		洗浄施設に同じ	同左	
汚水の処理に要する薬 品等消耗資材の1日当 たり用途別使用量			活性炭 10kg／月 (月1回交換する)	
残渣の量及びその 処 理 方 法		3kg／月 産業廃棄物 処理業者に委託	10kg／月 産業廃棄物 処理業者に委託	
排 除 場 所		No.1 敷地南側	No.2 敷地東側	
その他参考事項			残さ収集運搬・処理 委託業者 「クリーンサービス」 TEL 026－ □□□－□□□□	

関連図面：図-3「特定施設等主要機器の配置図」
図-7「汚水処理の系統図」

図-6「汚水処理施設の構造図」

(5) 汚水等の処理の方法（別紙3）

a 汚水処理施設名

事業場に設置している汚水処理施設の一般的な名称を記入すること。

b 着工予定

c 完成予定

d 使用開始予定

汚水処理施設を新設・変更する場合、それぞれの予定年月日を記入すること。

e 汚水処理の方法

該当する汚水処理施設による汚水処理の方法の一般的な名称を記入すること。

f 種類・型式

該当する汚水処理施設の種類、型式を記入すること。

g 能力

該当する汚水処理施設の最大容量、時間当たりの最大処理能力等代表的な数値を記入すること。

h 汚水処理施設の使用時間

汚水処理施設の通常の状態における1日の使用開始時刻、終了時刻及び実使用時間を記入すること。

i 季節的変動の概要

該当する汚水処理施設の使用にあたり、季節的変動がある場合には、その状況を記入すること。

j 汚水の処理に要する薬品等消耗資材の1日当たり用途別使用量

汚水等の処理に用いる薬品等があれば、その用途別の1日当たりの使用量を記入すること。

k 残渣の量及びその処理方法

汚水の処理によって生ずる汚泥等の1日当たりの種類別生成量とその処理の方法を具体的に記入し、業者委託の場合は、その業者の名称及び連絡先を「その他参考事項」の欄に記入すること。

l 排除場所

工場又は事業所から下水道に排除される全ての排水口に通し番号を付し、その番号と概略の位置を記入すること。

m その他参考事項

当該汚水処理施設に接続する特定施設の通し番号を記入すること。

その他、汚水等の処理に関して参考になる事項があれば、記入すること。

別紙 4

下水の量及び水質

排水口番号 下水排除量（m³/日） 項 目		NO. 1		NO. 2		(参考) 下水排除 基準	
		平均	最大	平均	最大		
		15	20	4	5		
下水排除基準項目		単位				許容限度	
アンモニア性窒素等含有量		mg/l				380	
生物化学的酸素要求量（BOD）		mg/l	200	300	50	100	600
浮遊物質 量（SS）		mg/l	60	100	10	20	600
n-ヘキサン	鉱油類	mg/l					5
抽出物質含有量	動植物油脂類	mg/l	20	30	10	15	30
水素イオン濃度（pH）			8.5	9.0	8.0	8.5	5～9
水温		℃	40	45	25	30	45
よう素消費量		mg/l	30	50	10	20	220
カドミウム		mg/l					0.03
シアン化合物		mg/l					0.5
有機燐化合物		mg/l					1
鉛		mg/l					0.1
六価クロム		mg/l					0.2
砒素		mg/l					0.1
総水銀		mg/l					0.003
アルキル水銀		mg/l					不検出
ポリ塩化ビフェニル（PCB）		mg/l					0.003
トリクロロエチレン		mg/l					0.1
テトラクロロエチレン		mg/l			0.03	0.05	0.1
ジクロロメタン		mg/l					0.2
四塩化炭素		mg/l					0.02
1,2-ジクロロエタン		mg/l					0.04
1,1-ジクロロエチレン		mg/l					1
シス-1,2-ジクロロエチレン		mg/l					0.4
1,1,1-トリクロロエタン		mg/l					3
1,1,2-トリクロロエタン		mg/l					0.06
1,3-ジクロロプロペン		mg/l					0.02
チウラム		mg/l					0.06
シマジン		mg/l					0.03
チオベンカルブ		mg/l					0.2
ベンゼン		mg/l					0.1
セレン		mg/l					0.1
ほう素		mg/l					10
ふっ素		mg/l					8
1,4-ジオキサン		mg/l					0.5
フェノール類		mg/l					5
銅		mg/l					3
亜鉛		mg/l					2
溶解性鉄		mg/l					10
溶解性マンガン		mg/l					10
クロム		mg/l					2
ダイオキシン類		pg-TEQ/l					10
摘 要							

関連図面：図-5 「特定施設の操業系統図」

図-7 「汚水処理の系統図」

(6) 下水の量及び水質（別紙4）

a 排水口番号

工場又は事業場から下水道に排除される全ての排水口に通し番号を付し、その番号を記入し、それ以下の項目は排水口ごとの数値を記入すること。

b 平均下水排除量／最大下水排除量

c 平均下水水質／最大下水水質

工場又は事業場の一般的な操業状態における当該排水口からの1日当たりの平均及び最大の下水排除量並びにその工場又は水質の汚染状態を記入すること。

水洗トイレの排水が合流する場合、水洗トイレの汚濁分は除いてよい。また、水質汚濁状態については、届出書に環境計量証明書を添付して、水質欄は「別添のとおり」と記入してもよい。

※ 公共用水域に排出される部分は、排水口の欄に(参考)と記入し、排水経路、排水の種別を摘要欄に記入すること。

別紙 5

用途別用水使用量

用 途 区 分	平均用水量 (m ³ /日)	最大用水量 (m ³ /日)	水 源 種 別
洗たく用水	1 9	2 5	上水道
計	1 9	2 5	

備考

用途区分は、工場等の特定施設ごと及び一般工場用水、事務所系用水等に区分すること。

(7) 用途別用水使用量(別紙5)

a 用途区分

当該届出に係る工場又は事業場の特定施設ごと及び一般工場用水、事務所系用水に区分し、その区分名を記入すること。

b 平均用水量

c 最大用水量

当該用途区分ごとに、1日当たりの通常及び最大の用水量を記入すること。

d 水源種別

当該用途区分ごとの取水状況について、上水道・地下水・河川水・湧水・温泉水等の名称を記入すること。

(8) 各種添付図面

図-1 工場又は事業場の付近の見取り図

付近の目標物などを記入すること。

図-2 工場又は事業場の建物の配置図

事務所などの位置も記入すること。

図-3 特定施設等主要機器の配置図

主要機器や特定施設、污水处理施設の配置を記入し、特定施設及び排水口にあつては、別紙1及び別紙4で付した通し番号を記入すること。この図中には、上水の給水経路を青色、井水の給水経路を緑色、排水の経路を赤色で記入すること。

図-4 特定施設の構造図

設備の主な部分の材質も記入する。カタログの写しでもよい。

図-5 特定施設の操業系統図

特定施設における主な作業の流れ図を描くこと。また、この図中には、発生汚水の水量、水質を記入すること。

図-6 污水处理施設の構造図

材質、主要寸法も記入すること。当該施設のカタログの写しでもよい。

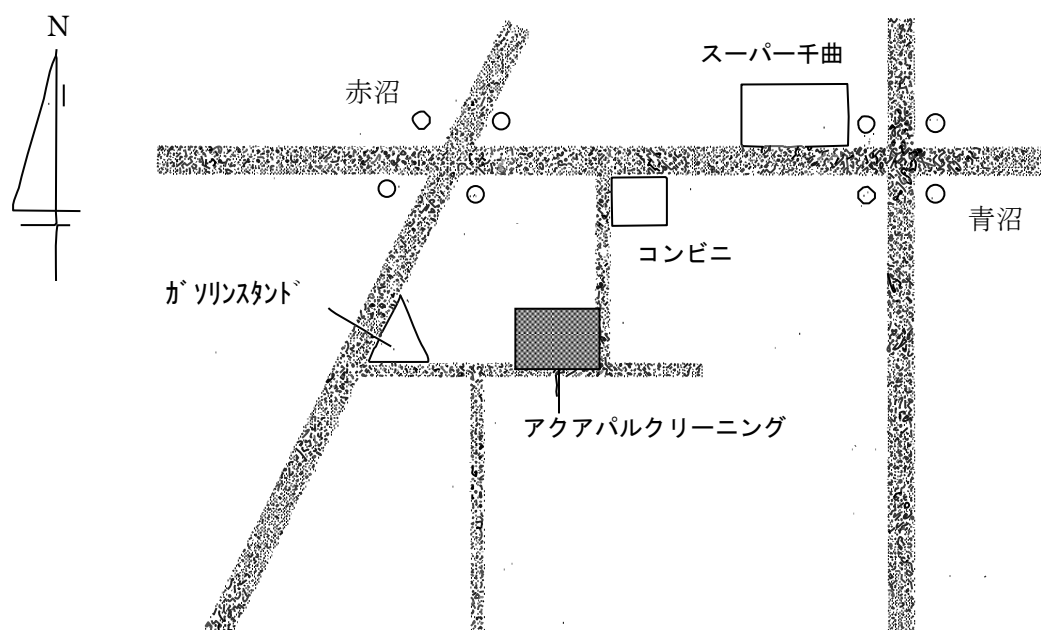
図-7 污水处理の系統図

污水处理における主な作業の流れ図を描くこと。また、この図中には、処理前後の水量、水質を記入すること。

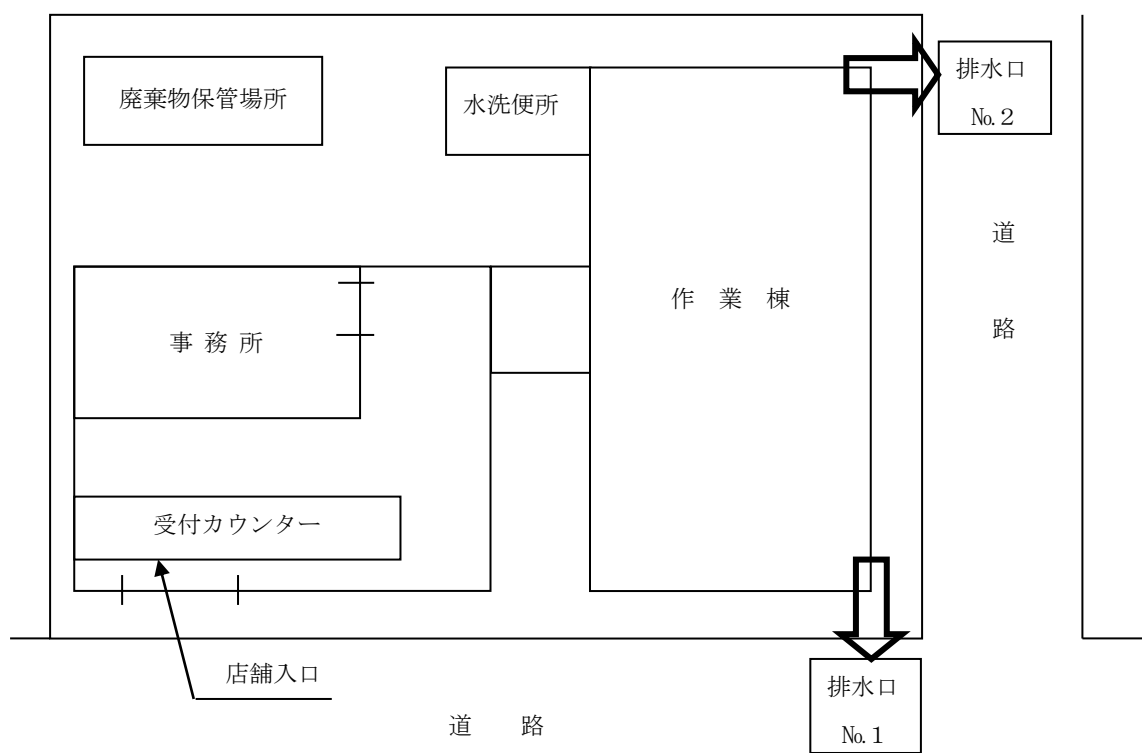
(9) 事故時の連絡体制

事故が発生したときのための連絡体制を記入すること。

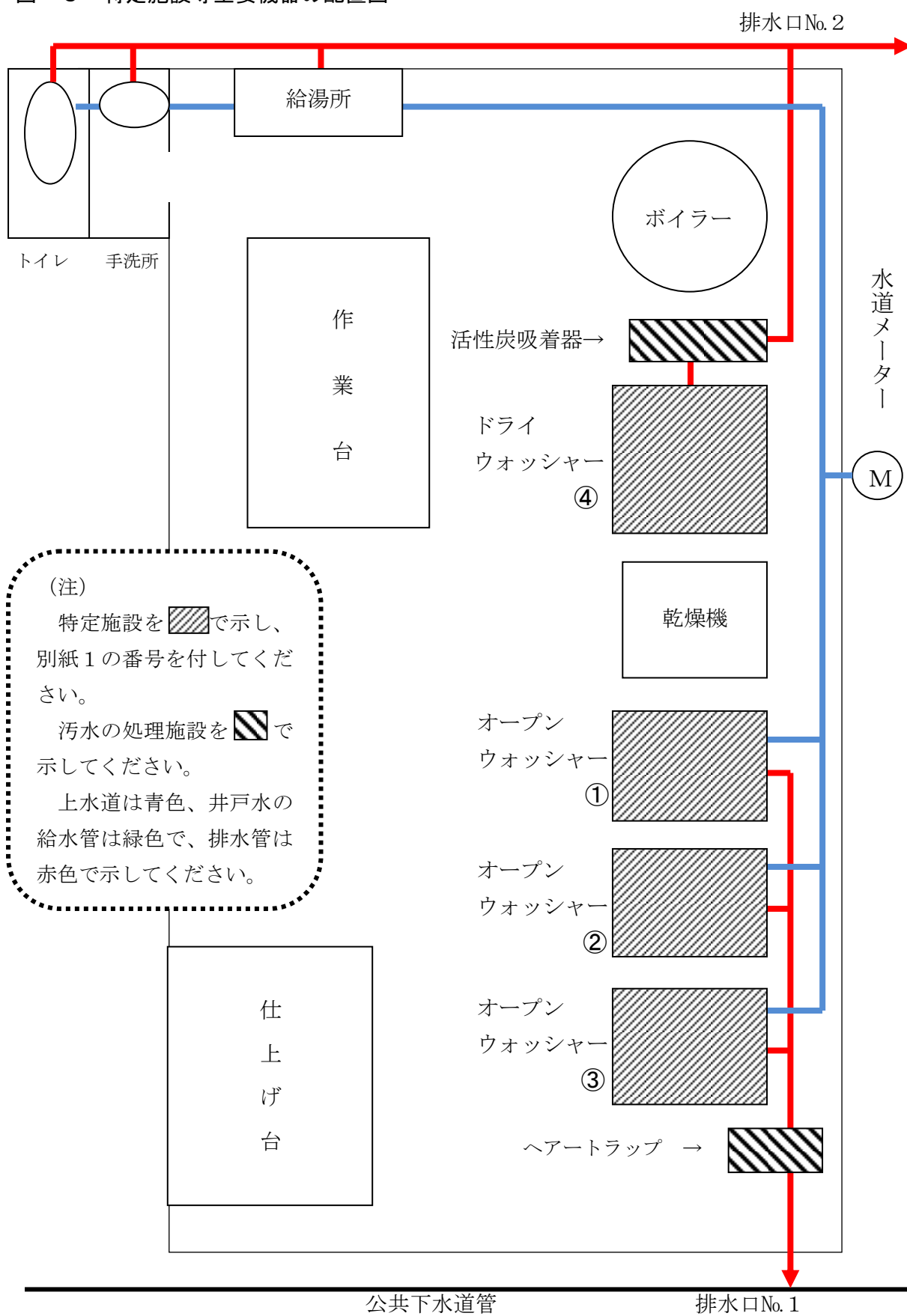
図—1 付近の見取り図



図—2 建物の配置図

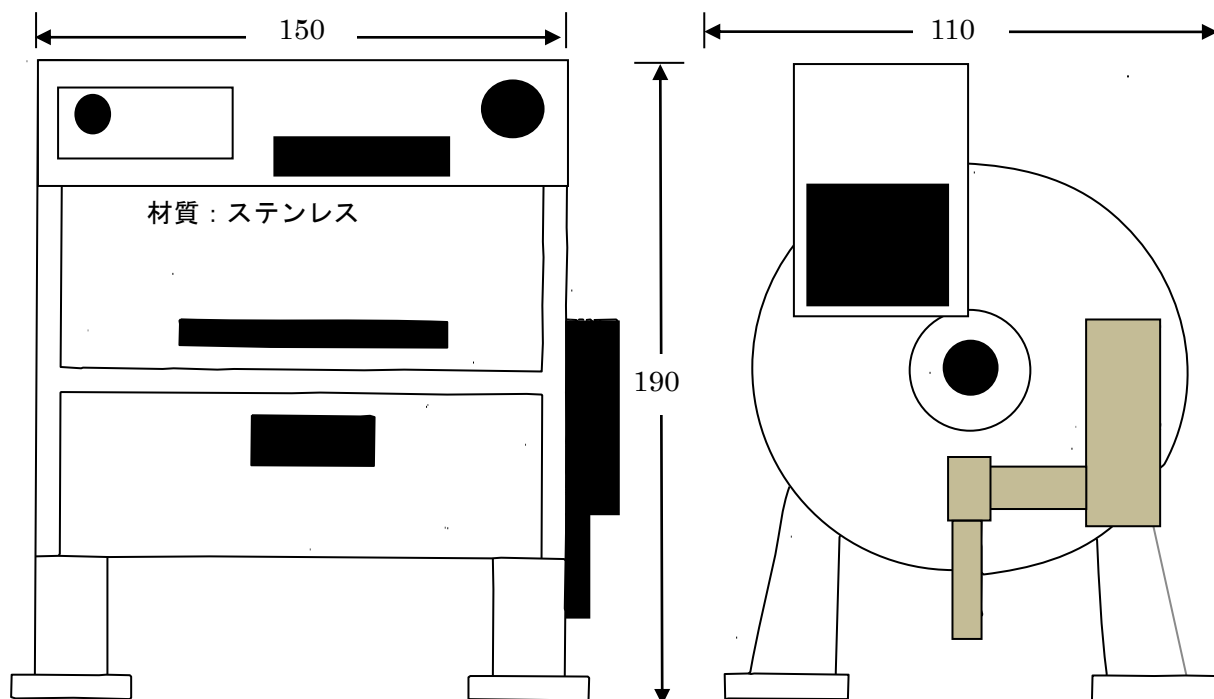


図—3 特定施設等主要機器の配置図

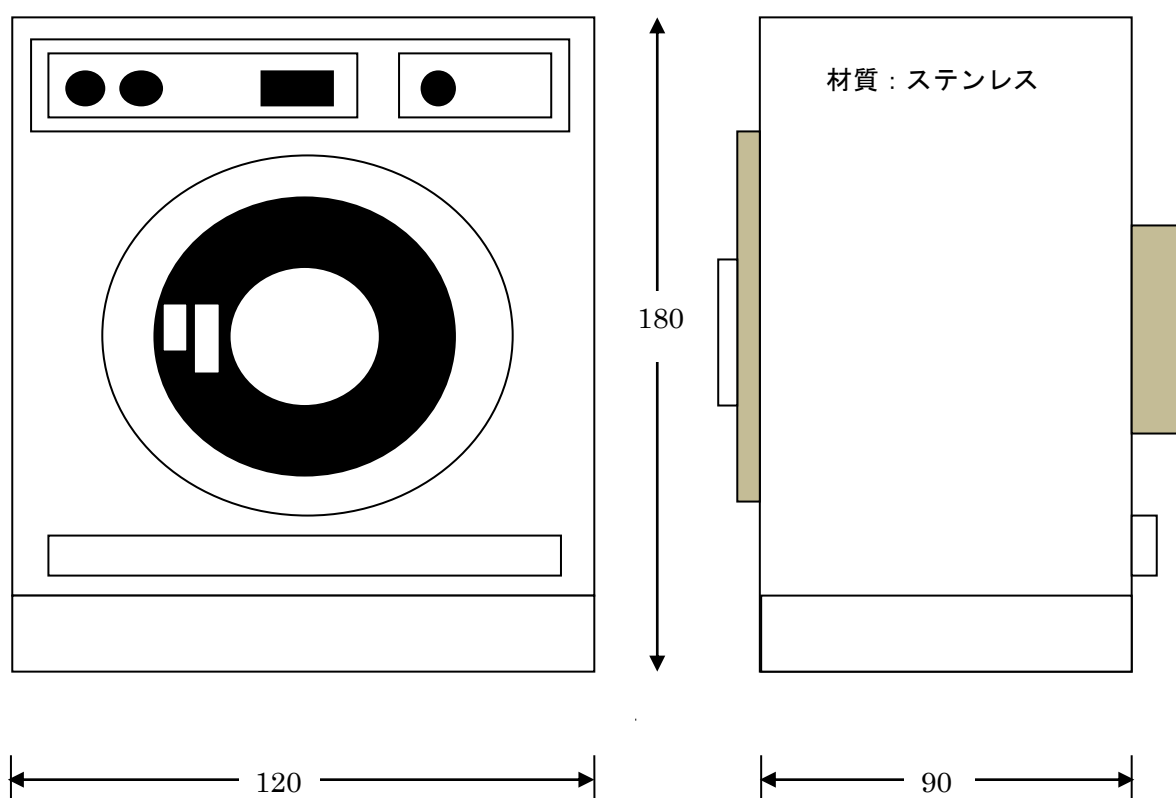


図—4 特定施設の構造図

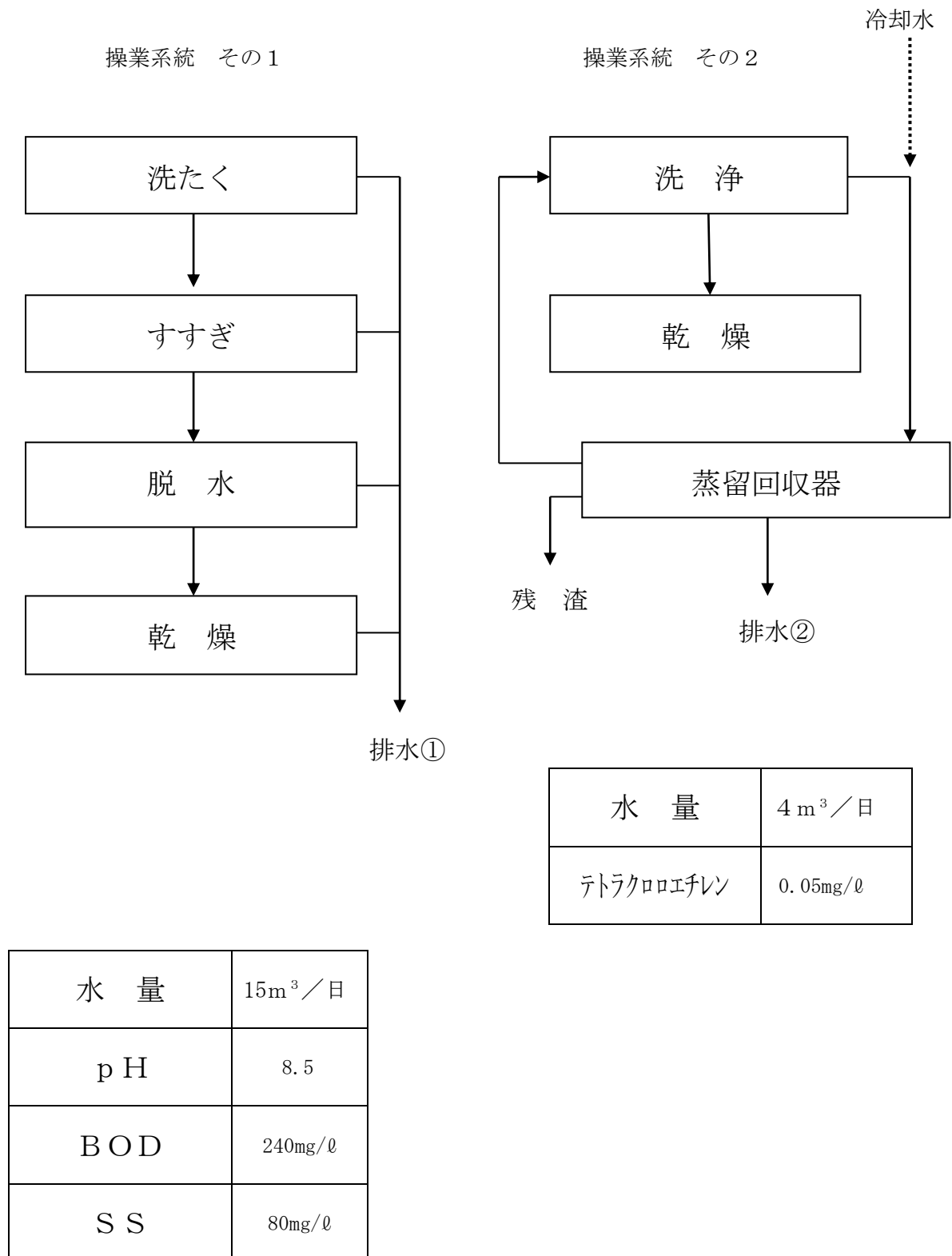
(1) オープンウォッシャー (①～③)



(2) ドライウォッシャー (④)



図—5 特定施設の作業系統図

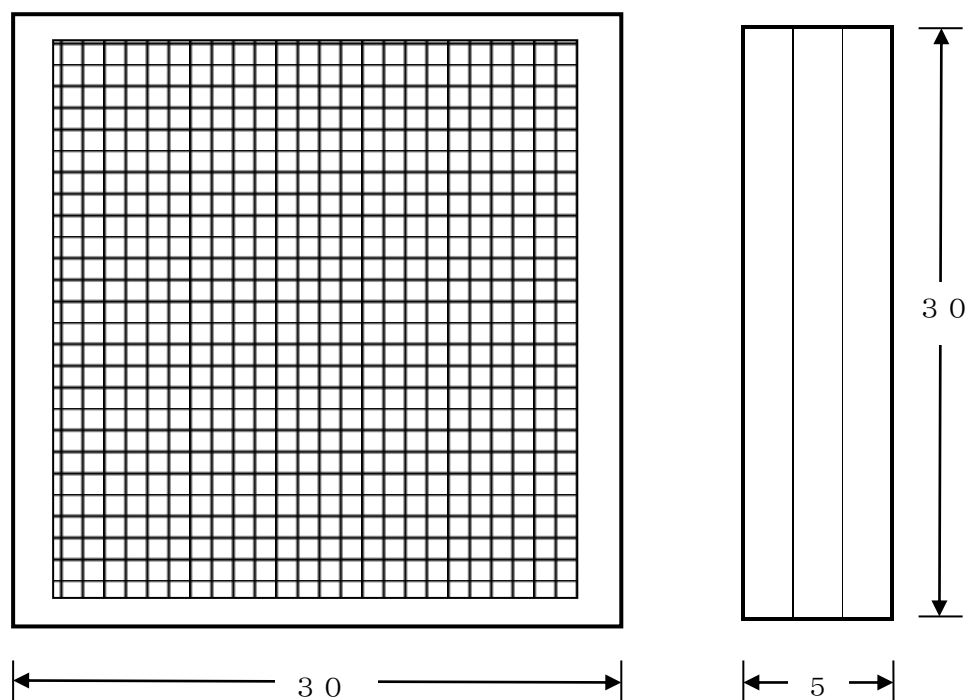


図—6 汚水処理施設の構造図

(1) ヘアトラップ

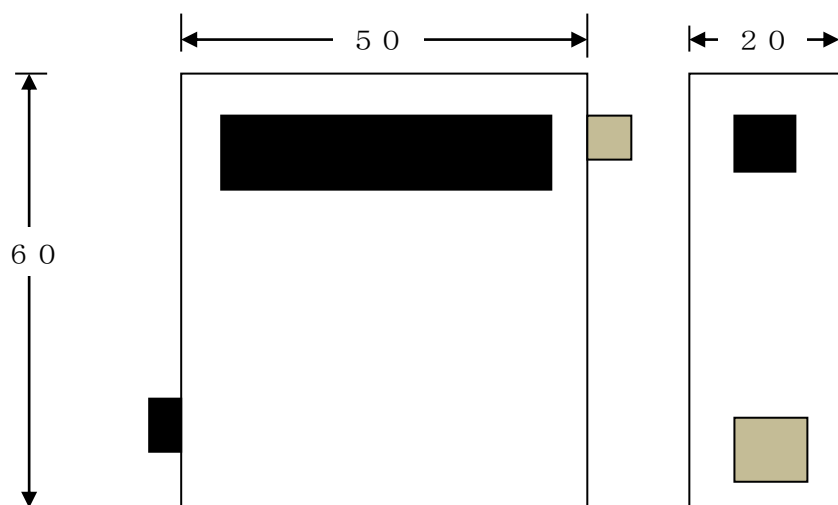
材質：ステンレスメッシュ

ナイロン綿

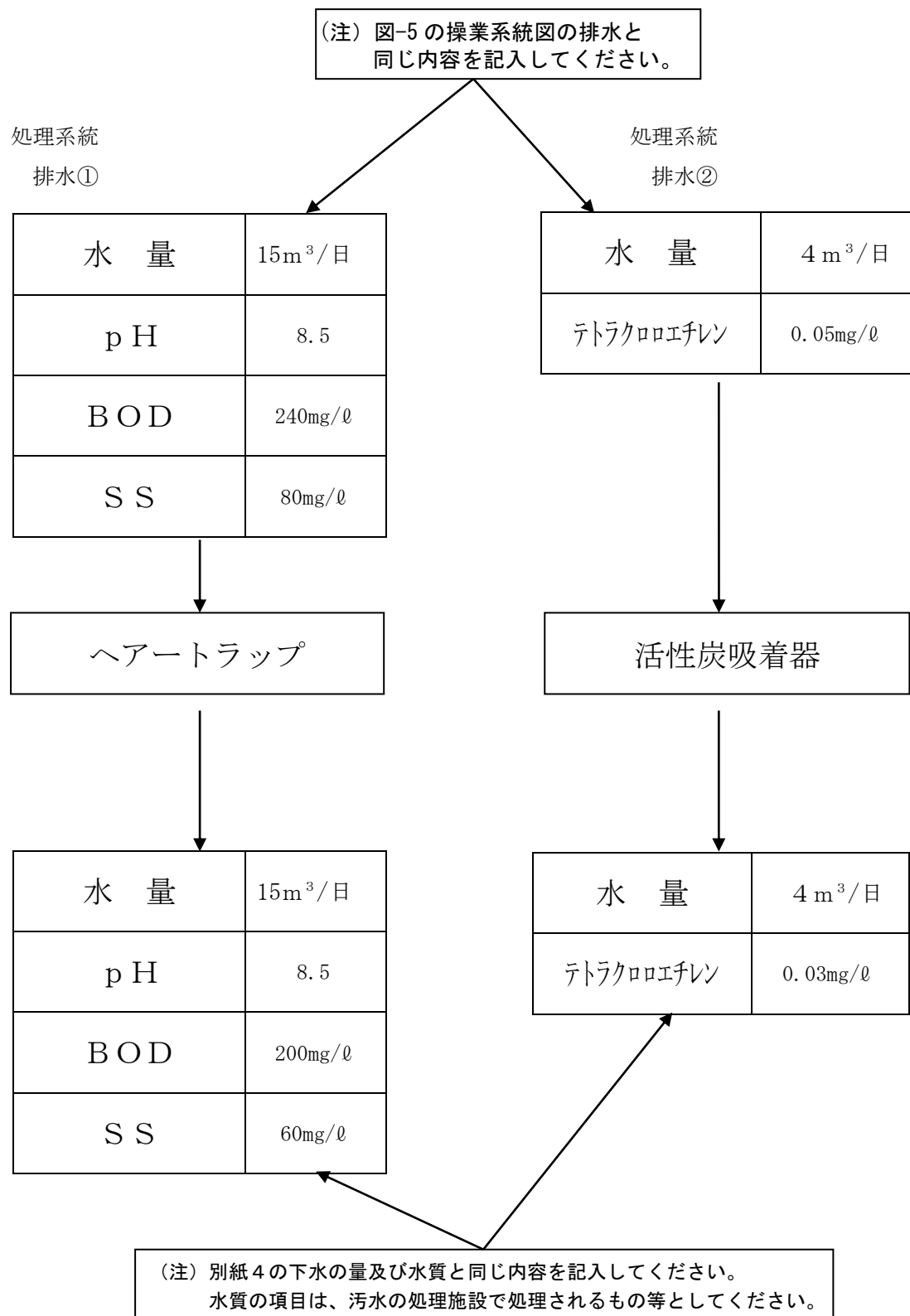


(2) 活性炭吸着器

材質：ステンレス（活性炭）

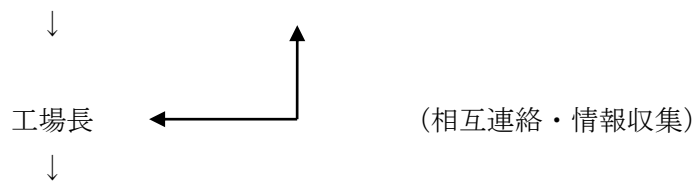


図一 7 汚水処理の系統図



事故時の連絡体制（例）

事故発生 → 汚水発生施設管理責任者 → 公共下水道管理者



消防、警察、代表取締役、その他

【緊急連絡先】

△△市消防局（代） 0 2 6 - XXX - XXXX または 最寄りの消防署 1 1 9
△△中央警察署（代） 0 2 6 - XXX - XXXX または 最寄りの警察署 1 1 0
△△市下水道課 0 2 6 - XXX - XXXX
長野県千曲川流域下水道事務所 0 2 6 - 2 8 3 - 4 1 7 0
長野労働基準監督署 0 2 6 - 2 2 3 - 6 3 1 0 または 中野労働基準監督署 0 2 6 9 - 2 2 - 2 1 0 5
国土交通省千曲川河川事務所 0 2 6 - 2 2 7 - 7 6 1 1 または 長野建設事務所 0 2 6 - 2 3 3 - 5 1 5 1 須坂建設事務所 0 2 6 - 2 4 5 - 1 6 7 0 千曲建設事務所 0 2 6 - 2 7 3 - 1 7 2 0

水質測定記録表

測定 年月日 及び時刻	測定場所		特定施設の 使用状況	採水者	分析者	測定項目										備考
	名称	排水量 (m ³ /日)				水温	pH	BOD	SS	N-ヘキサ ン抽出 物質	テトラクロ ロエチレン					
XX 年 X 月 X 日 XX : XX	排水口 No. 2	4	67 洗濯業の 用に供する 洗浄施設 9 時から 5 時 まで 2 時間毎 に運転 (4 時間/日)	浅川澄子	〇〇検査 センター	25 ℃	8.0	50 mg/l	10 mg/l	10 mg/l	0.03 mg/l					

備考

1 採水の年月日と分析の年月日が異なる場合には、備考欄にこれを明示すること。

2 ダイオキシン類についての測定の記録は、ダイオキシン類の量をその毒性に応じて下水の水質の検定方法等に関する省令(昭和 37 年厚生省建設省令第 1 号)第 13 条に規定するところにより 2, 3, 7, 8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの量に換算した数値で行うこと。

特定施設一覧（水質汚濁防止法特定施設）

番 号	特 定 施 設
1	鉱業又は水洗炭業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 選鉱施設 ロ 選炭施設 ハ 坑水中和沈でん施設 ニ 掘削用の泥水分離施設
1の2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 豚房施設（豚房の総面積が50平方メートル未満の事業場に係るものを除く。） ロ 牛房施設（牛房の総面積が200平方メートル未満の事業場に係るものを除く。） ハ 馬房施設（馬房の総面積が500平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
2	畜産食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設（洗びん施設を含む。） ハ 湯煮施設
3	水産食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 水産動物原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 脱水施設 ニ ろ過施設 ホ 湯煮施設
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 圧搾施設 ニ 湯煮施設
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 湯煮施設 ニ 濃縮施設 ホ 精製施設 ヘ ろ過施設
6	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設
7	砂糖製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設（流送施設を含む。） ハ ろ過施設 ニ 分離施設 ホ 精製施設
8	パン若しくは菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈でんそう
9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機
10	飲料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設（洗びん施設を含む。） ハ 搾汁施設 ニ ろ過施設 ホ 湯煮施設 ヘ 蒸留施設

別表第1

特定施設一覧（水質汚濁防止法特定施設）

番 号	特 定 施 設
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 圧搾施設 ニ 真空濃縮施設 ホ 水洗式脱臭施設
12	動植物油脂製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 圧搾施設 ニ 分離施設
13	イースト製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 分離施設
14	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料浸せき施設 ロ 洗浄施設（流送施設を含む。） ハ 分離施設 ニ 渋だめ及びこれに類する施設
15	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ ろ過施設 ハ 精製施設
16	麺類製造業の用に供する湯煮施設
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設
18	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設
18の2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 湯煮施設 ハ 洗浄施設
18の3	たばこ製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 水洗式脱臭施設 ロ 洗浄施設
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ まゆ湯煮施設 ロ 副蚕処理施設 ハ 原料浸せき施設 ニ 精錬機及び精錬そう ホ シルケット機 ヘ 漂白機及び漂白そう ト 染色施設 チ 薬液浸透施設 リ のり抜き施設
20	洗毛業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗毛施設 ロ 洗化炭施設
21	化学繊維製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 湿式紡糸施設 ロ リンター又は未精錬繊維の薬液処理施設 ハ 原料回収施設

別表第1

特定施設一覧（水質汚濁防止法特定施設）

番 号	特 定 施 設
21の2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式バーカー
21の3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設
21の4	パーティクルボード製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 湿式バーカー ロ 接着機洗浄施設
22	木材薬品処理業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 湿式バーカー ロ 薬液浸透施設
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料浸せき施設 ロ 湿式バーカー ハ 碎木機 ニ 蒸解施設 ホ 蒸解廃液濃縮施設 ヘ チップ洗浄施設及びパルプ洗浄施設 ト 漂白施設 チ 抄紙施設（抄造施設を含む。） リ セロハン製膜施設 ヌ 湿式繊維板成型施設 ル 廃ガス洗浄施設
23の2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 自動式フィルム現像洗浄施設 ロ 自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設
24	化学肥料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 分離施設 ハ 水洗式破碎施設 ニ 廃ガス洗浄施設 ホ 湿式集じん施設
25	水銀電解法によるか性ソーダ又はか性カリの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 塩水精製施設 ロ 電解施設
26	無機顔料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ ろ過施設 ハ カドミウム系無機顔料製造施設のうち、遠心分離機 ニ 群青製造施設のうち、水洗式分別施設 ホ 廃ガス洗浄施設
27	前2号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 遠心分離機 ハ 硫酸製造施設のうち、亜硫酸ガス冷却洗浄施設 ニ 活性炭又は二硫化炭素の製造施設のうち、洗浄施設 ホ 無水けい酸製造施設のうち、塩酸回収施設 ヘ 青酸製造施設のうち、反応施設 ト よう素製造施設のうち、吸着施設及び沈でん施設 チ 海水マグネシア製造施設のうち、沈でん施設 リ バリウム化合物製造施設のうち、水洗式分別施設 ヌ 廃ガス洗浄施設 ル 湿式集じん施設

別表第1

特定施設一覧（水質汚濁防止法特定施設）

番 号	特 定 施 設
28	カーバイト法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 湿式アセチレンガス発生施設 ロ 酢酸エステル製造施設のうち、洗浄施設及び蒸留施設 ハ ポリビニルアルコール製造施設のうち、メチルアルコール蒸留施設 ニ アクリル酸エステル製造施設のうち、蒸留施設 ホ 塩化ビニルモノマー洗浄施設 ヘ クロロプレンモノマー洗浄施設
29	コールタール製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ベンゼン類硫酸洗浄施設 ロ 静置分離器 ハ タール酸ソーダ硫酸分解施設
30	発酵工業（第5号、第10号及び第13号に掲げる事業を除く。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 蒸留施設 ハ 遠心分離機 ニ ろ過施設
31	メタン誘導品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ メチルアルコール又は四塩化炭素の製造施設のうち、蒸留施設 ロ ホルムアルデヒド製造施設のうち、精製施設 ハ フロンガス製造施設のうち、洗浄施設及びろ過施設
32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 顔料又は染色レーキの製造施設のうち、水洗施設 ハ 遠心分離機 ニ 廃ガス洗浄施設
33	合成樹脂製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 縮合反応施設 ロ 水洗施設 ハ 遠心分離機 ニ 静置分離器 ホ 弗素樹脂製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設及び蒸留施設 ヘ ポリプロピレン製造施設のうち、溶剤蒸留施設 ト 中圧法又は低圧法によるポリエチレン製造施設のうち、溶剤回収施設 チ ポリブテンの酸又はアルカリによる処理施設 リ 廃ガス洗浄施設 ヌ 湿式集じん施設
34	合成ゴム製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 脱水施設 ハ 水洗施設 ニ ラテックス濃縮施設 ホ スチレン・ブタジエンゴム、ニトリル・ブタジエンゴム又はポリブタジエンゴムの製造施設のうち、静置分離器
35	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 蒸留施設 ロ 分離施設 ハ 廃ガス洗浄施設
36	合成洗剤製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 廃酸分離施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設

特定施設一覧（水質汚濁防止法特定施設）

番 号	特 定 施 設
37	前6号に掲げる事業以外の石油化学工業（石油又は石油副生ガス中に含まれる炭化水素の分解、分離その他の化学的処理により製造される炭化水素又は炭化水素誘導品の製造業をいい、第51号に掲げる事業を除く。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 分離施設 ハ ろ過施設 ニ アクリロニトリル製造施設のうち、急冷施設及び蒸留施設 ホ アセトアルデヒド、アセトン、カプロラクタム、テレフタル酸又はトリレンジアミンの製造施設のうち、蒸留施設 ヘ アルキルベンゼン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設 ト イソプロピルアルコール製造施設のうち、蒸留施設及び硫酸濃縮施設 チ エチレンオキサイド又はエチレングリコールの製造施設のうち、蒸留施設及び濃縮施設 リ 二_エチルヘキシルアルコール又はイソブチルアルコールの製造施設のうち、縮合反応施設及び蒸留施設 ヌ シクロヘキサノン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設 ル トリレンジイソシアネート又は無水フタル酸の製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設 ヲ ノルマルパラフィン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設及びメチルアルコール蒸留施設 ワ プロピレンオキサイド又はプロピレングリコールのけん化器 カ メチルエチルケトン製造施設のうち、水蒸気凝縮施設 ヨ メチルメタアクリレートモノマー製造施設のうち、反応施設及びメチルアルコール回収施設 タ 廃ガス洗浄施設
38	石けん製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料精製施設 ロ 塩析施設
38の2	界面活性剤製造業の用に供する反応施設（一・四_ジオキサンが発生するものに限り、洗浄装置を有しないものを除く。）
39	硬化油製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 脱酸施設 ロ 脱臭施設
40	脂肪酸製造業の用に供する蒸留施設
41	香料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 抽出施設
42	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 石灰づけ施設 ハ 洗浄施設
43	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設
44	天然樹脂製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 脱水施設
45	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸留施設
46	第28号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 水洗施設 ロ ろ過施設 ハ ヒドラジン製造施設のうち、濃縮施設 ニ 廃ガス洗浄施設
47	医薬品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 動物原料処理施設 ロ ろ過施設 ハ 分離施設 ニ 混合施設（第2条各号に掲げる物質を含有する物を混合するものに限る。以下同じ。） ホ 廃ガス洗浄施設
48	火薬製造業の用に供する洗浄施設
49	農薬製造業の用に供する混合施設
50	第2条各号に掲げる物質を含有する試薬の製造業の用に供する試薬製造施設 水質 汚濁 防止法 施行 令 第 2 条 に 掲 げ る 物 質 1 カドミウム及びその化合物 2 シアン化合物 3 有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。） 4 鉛及びその化合物

特定施設一覧（水質汚濁防止法特定施設）

番 号	特 定 施 設
50	5 六価クロム化合物 6 砒素及びその化合物 7 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物 8 ポリ塩化ビフェニル 9 トリクロロエチレン 10 テトラクロロエチレン 11 ジクロロメタン 12 四塩化炭素 13 一・二_ジクロロエタン 14 一・一_ジクロロエチレン 15 一・二_ジクロロエチレン 16 一・一・一_トリクロロエタン 17 一・一・二_トリクロロエタン 18 一・三_ジクロロプロペン 19 チウラム 20 シマジン 21 チオベンカルブ 22 ベンゼン 23 セレン及びその化合物 24 ほう素及びその化合物 25 ふっ素及びその化合物 26 アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 27 塩化ビニルモノマー 28 一・四_ジオキサン
51	石油精製業（潤滑油再生業を含む。）の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 脱塩施設 ロ 原油常圧蒸留施設 ハ 脱硫施設 ニ 揮発油、灯油又は軽油の洗浄施設 ホ 潤滑油洗浄施設
51の2	自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業（防振ゴム製造業を除く。）、更生タイヤ製造業又はゴム板製造業の用に供する直接加硫施設
51の3	医療用若しくは衛生用のゴム製品製造業、ゴム手袋製造業、糸ゴム製造業又はゴムバンド製造業の用に供するラテックス成型型洗浄施設
52	皮革製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 石灰づけ施設 ハ タンニンづけ施設 ニ クロム浴施設 ホ 染色施設
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 研摩洗浄施設 ロ 廃ガス洗浄施設
54	セメント製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 抄造施設 ロ 成型機 ハ 水養生施設（蒸気養生施設を含む。）
55	生コンクリート製造業の用に供するパッチャープラント
56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設
57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設

特定施設一覧（水質汚濁防止法特定施設）

番 号	特 定 施 設
58	窯業原料（うわ薬原料を含む。）の精製業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 水洗式破碎施設 ロ 水洗式分別施設 ハ 酸処理施設 ニ 脱水施設
59	碎石業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 水洗式破碎施設 ロ 水洗式分別施設
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設
61	鉄鋼業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ タール及びガス液分離施設 ロ ガス冷却洗浄施設 ハ 圧延施設 ニ 焼入れ施設 ホ 湿式集じん施設
62	非鉄金属製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 還元そう ロ 電解施設（溶融塩電解施設を除く。） ハ 焼入れ施設 ニ 水銀精製施設 ホ 廃ガス洗浄施設 ヘ 湿式集じん施設
63	金属製品製造業又は機械器具製造業（武器製造業を含む。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 焼入れ施設 ロ 電解式洗浄施設 ハ カドミウム電極又は鉛電極の化成施設 ニ 水銀精製施設 ホ 廃ガス洗浄施設
63の2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設
63の3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち、廃ガス洗浄施設
64	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ タール及びガス液分離施設 ロ ガス冷却洗浄施設（脱硫化水素施設を含む。）
64の2	水道施設（水道法（昭和32年法律第177号）第3条第8項に規定するものをいう。）、工業用水道施設（工業用水道事業法（昭和33年法律第84号）第2条第6項に規定するものをいう。）又は自家用工業用水道（同法第21条第1項に規定するものをいう。）の施設のうち、浄水施設であって、次に掲げるもの（これらの浄水能力が1日当たり1万立方メートル未満の事業場に係るものを除く。） イ 沈でん施設 ロ ろ過施設
65	酸又はアルカリによる表面処理施設
66	電気めっき施設
66の2	エチレンオキシド又は一・四_ジオキサンの混合施設（前各号に該当するものを除く。）
66の3	旅館業（旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第1項に規定するもの（下宿営業を除く。）をいう。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ちゅう房施設 ロ 洗濯施設 ハ 入浴施設 ※ 入浴施設のうち温泉法第2条第1項に規定する温泉を利用していない場合は、下水道法第12条の2第1項に規定する下水排除基準が適用されない。このため、当該施設は特定施設に係る届出は不要となる。ただし、排水基準を満足しない場合は除害施設の設置が必要となる。

別表第1

特定施設一覧（水質汚濁防止法特定施設）

番 号	特 定 施 設
66の4	共同調理場（学校給食法(昭和29年法律第160号)第6条に規定する施設をいう。以下同じ。）に設置されるちゅう房施設（業務の用に供する部分の総床面積（以下単に「総床面積」という。）が500平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
66の5	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設（総床面積が360平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
66の6	飲食店（次号及び第66号の8に掲げるものを除く。）に設置されるちゅう房施設（総床面積が420平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
66の7	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店その他の通常主食と認められる食事を提供しない飲食店（次号に掲げるものを除く。）に設置されるちゅう房施設（総床面積が630平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
66の8	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店で設備を設けて客の接待をし、又は客にダンスをさせるものに設置されるちゅう房施設（総床面積が1,500平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
67	洗濯業の用に供する洗浄施設
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設
68の2	病院（医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定するものをいう。以下同じ。）で病床数が300以上であるものに設置される施設であって、次に掲げるもの イ ちゅう房施設 ロ 洗浄施設 ハ 入浴施設
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設
69の2	中央卸売市場（卸売市場法(昭和46年法律第35号)第2条第3項に規定するものをいう。）に設置される施設であって、次に掲げるもの（水産物に係るものに限る。） イ 卸売場 ロ 仲卸売場
69の3	地方卸売市場（卸売市場法第2条第4項に規定するもの（卸売市場法施行令(昭和46年政令第221号)第2条第2号に規定するものを除く。）をいう。）に設置される施設であって、次に掲げるもの（水産物に係るものに限り、これらの総面積が1,000平方メートル未満の事業場に係るものを除く。） イ 卸売場 ロ 仲卸売場
70	廃油処理施設（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和45年法律第136号)第3条第14号に規定するものをいう。）
70の2	自動車分解整備事業（道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第77条に規定するものをいう。以下同じ。）の用に供する洗車施設（屋内作業場の総面積が800平方メートル未満の事業場に係るもの及び次号に掲げるものを除く。）
71	自動式車両洗浄施設
71の2	科学技術（人文科学のみに係るものを除く。）に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で環境省令で定めるもの（※）に設置されるそれらの業務の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 焼入れ施設 ※環境省令で定める事業場は次に掲げる事業場とする。 1 国又は地方公共団体の試験研究機関（人文科学のみに係るものを除く。） 2 大学及びその附属試験研究機関（人文科学のみに係るものを除く。） 3 学術研究（人文科学のみに係るものを除く。）又は製品の製造若しくは技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究を行う研究所（前2号に該当するものを除く。） 4 農業、水産又は工業に関する学科を含む専門教育を行う高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校、職員訓練施設又は職業訓練施設 5 保健所 6 検疫所 7 動物検疫所 8 植物防疫所 9 家畜保健衛生所 10 検査業に属する事業場 11 商品検査業に属する事業場

特定施設一覧（水質汚濁防止法特定施設）

番 号	特 定 施 設
71の2	12 臨床検査業に属する事業場 13 犯罪鑑識施設
71の3	一般廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第8条第1項に規定するもの(※)をいう。）である焼却施設 ※ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項の政令で定めるごみ処理施設は、1日当たりの処理能力が5トン以上（焼却施設にあっては、1時間当たりの処理能力が200kg以上又は火格子面積が2m ² 以上）のごみ処理施設とする。
71の4	産業廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項に規定するものをいう。）のうち、次に掲げるもの イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第1号、第3号から第6号まで、第8号又は第11号に掲げる施設(※1)であって、国若しくは地方公共団体又は産業廃棄物処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第4項に規定する産業廃棄物の処分を業として行う者（同法第14条第6項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者及び同法第14条の4第6項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者を除く。）をいう。）が設置するもの ロ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第12号から第13号までに掲げる施設(※2) ※1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第1号、第3号から第6号まで、第8号又は第11号の産業廃棄物処理施設は、次のとおりとする。（第3号、第5号又は第8号に掲げるものにあつては、湿式廃ガス洗浄施設を有するものに限る。） 1号 汚泥の脱水施設であつて、1日当たりの処理能力が10m ³ を超えるもの 3号 汚泥（PCB汚染物及びPCB処理物であるものを除く。）の焼却施設であつて、次のいずれかに該当するもの イ 1日当たりの処理能力が5m ³ を超えるもの ロ 1時間当たりの処理能力が200kg以上のもの ハ 火格子面積が2m ² 以上のもの 4号 廃油の油水分離施設であつて、1日当たりの処理能力が10m ³ を超えるもの（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第3条第14号の廃油処理施設を除く。） 5号 廃油（廃PCB等を除く。）の焼却施設であつて、次のいずれかに該当するもの（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第3条第14号の廃油処理施設を除く。） イ 1日当たりの処理能力が1m ³ を超えるもの ロ 1時間当たりの処理能力が200kg以上のもの ハ 火格子面積が2m ² 以上のもの 6号 廃酸又は廃アルカリの中和施設であつて、1日当たりの処理能力が50m ³ を超えるもの 8号 廃プラスチック類（PCB汚染物及びPCB処理物であるものを除く。）の焼却施設であつて、次のいずれかに該当するもの イ 1日当たりの処理能力が100kgを超えるもの ロ 火格子面積が2m ² 以上のもの 11号 汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設 ※2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第12号から第13号までに掲げる産業廃棄物処理施設（第12号に掲げるものにあつては、湿式廃ガス洗浄施設を有するものに限る。）は次のとおりとする。 12号 廃PCB等、PCB汚染物又はPCB処理物の焼却施設 12の2 廃PCB等（PCB汚染物に塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたPCBを含む。）又はPCB処理物の分解施設 13号 PCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設又は分離施設
71の5	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設（前各号に該当するものを除く。）
71の6	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンの蒸留施設（前各号に該当するものを除く。）
72	し尿処理施設（建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が500人以下のし尿浄化槽を除く。）
73	下水道終末処理施設
74	特定事業場から排出される水（公共用水域に排出されるものを除く。）の処理施設（前2号に掲げるものを除く。）

別表第2

特定施設一覧（ダイオキシン類対策特別措置法特定施設）

番号	特定施設
1	硫酸塩パルプ（クラフトパルプ）又は亜硫酸パルプ（サルファイトパルプ）の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設
2	カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設
3	硫酸カリウムの製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設
4	アルミナ繊維の製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設
5	担体付き触媒の製造（塩素又は塩素化合物を使用するものに限る。）の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設
6	塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設
7	カプロラクタムの製造（塩化ニトロシルを使用するものに限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ 硫酸濃縮施設 ロ シクロヘキサン分離施設 ハ 廃ガス洗浄施設
8	クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ 水洗施設 ロ 廃ガス洗浄施設
9	四_クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 乾燥施設 ハ 廃ガス洗浄施設
10	二・三_ジクロロ_一・四_ナフトキノンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 廃ガス洗浄施設
11	八・十八_ジクロロ_五・十五_ジエチル_五・十五_ジヒドロジンドロ[三・二_b…三',二'_m]トリフェノジオキサジン（別名ジオキサジンバイオレット。ハにおいて単に「ジオキサジンバイオレット」という。）の製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設 ロ ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設 ハ ジオキサジンバイオレット洗浄施設 ニ 熱風乾燥施設
12	アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち、次に掲げるもの イ 廃ガス洗浄施設 ロ 湿式集じん施設
13	亜鉛の回収（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ 精製施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設
14	担体付き触媒（使用済みのものに限る。）からの金属の回収（ソーダ灰を添加して焙焼炉で処理する方法及びアルカリにより抽出する方法（焙焼炉で処理しないものに限る。）によるものを除く。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 精製施設 ハ 廃ガス洗浄施設
15	別表第1第5号に掲げる廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する施設のうち次に掲げるもの及び当該廃棄物焼却炉において生ずる灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの イ 廃ガス洗浄施設 ロ 湿式集じん施設
16	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第12号の2及び第13号に掲げる施設
17	フロン類（特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令（平成6年政令第308号）別表1の項、3の項及び6の項に掲げる特定物質をいう。）の破壊（プラズマを用いて破壊する方法その他環境省令で定める方法によるものに限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ プラズマ反応施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設
18	下水道終末処理施設（第1号から前号まで及び次号に掲げる施設に係る汚水又は廃液を含む下水を処理するものに限る。）
19	第1号から第17号までに掲げる施設を設置する工場又は事業場から排出される水（第1号から第17号までに掲げる施設に係る汚水若しくは廃液又は当該汚水若しくは廃液を処理したものを含むもの）に限り、公共用水域に排出されるものを除く。）の処理施設（前号に掲げるものを除く。）

届出備忘欄

[illegible]

式 樣 出 届

様式第 4

公共下水道使用開始（変更）届

年 月 日

様

届出者

住 所

氏名又は名称及び法人にあ
つてはその代表者の氏名

電話番号

次のとおり公共下水道の使用を開始(変更)するので、届け出ます。

汚水発生施設等 管理責任者			連絡窓口 電話番号	平日	
				休日・夜間	
排除場所			排水口数		
排出汚水の 水量又は水質	水量 水質	月平均 立方メートル 日最大 立方メートル 別紙のとおり			
開始(変更) 年月日	平成 年 月 日				
処理方法			施設名称		

(別紙)

項 目	排水口 月 量				単位
	立方メートル	立方メートル	立方メートル	立方メートル	
温度					℃
アンモニア性窒素等含有量					mg/l
水素イオン濃度 (pH)					水素指数
生物化学的酸素要求量 (BOD)					5 日間mg/l
浮遊物質 (SS)					mg/l
n-ヘキサン	鉱油類				mg/l
抽出物質含有量	動植物油脂類				mg/l
よう素消費量					mg/l
カドミウム					mg/l
シアン化合物					mg/l
有機燐化合物					mg/l
鉛					mg/l
六価クロム					mg/l
砒素					mg/l
総水銀					mg/l
アルキル水銀					mg/l
ポリ塩化ビフェニル (PCB)					mg/l
トリクロロエチレン					mg/l
テトラクロロエチレン					mg/l
ジクロロメタン					mg/l
四塩化炭素					mg/l
1,2-ジクロロエタン					mg/l
1,1-ジクロロエチレン					mg/l
シス-1,2-ジクロロエチレン					mg/l
1,1,1-トリクロロエタン					mg/l
1,1,2-トリクロロエタン					mg/l
1,3-ジクロロプロペン					mg/l
チウラム					mg/l
シマジン					mg/l
チオベンカルブ					mg/l
ベンゼン					mg/l
セレン					mg/l
ほう素					mg/l
ふっ素					mg/l
1,4-ジオキサン					mg/l
フェノール類					mg/l
銅					mg/l
亜鉛					mg/l
溶解性鉄					mg/l
溶解性マンガン					mg/l
クロム					mg/l
ダイオキシン類					pg/l
※					mg/l
摘要					

備考

- ※印のある欄は、令第9条の11第1項第6号に該当する項目について記載すること。
- 「摘要」の欄は、排出汚水の水量又は水質の推定の根拠等を記載すること。
- 除害施設の設置等を要する場合には、その概要を明らかにする図書及び図面を添付すること。

公共下水道使用開始届

年 月 日

様

届出者

住 所

氏名又は名称及び法人にあ

ってはその代表者の氏名

電話番号

次のとおり公共下水道の使用を開始するので、届け出ます。

汚水発生施設等 管理責任者		連絡窓口 電話番号	平日	
			休日・夜間	
排除場所		排 水 口 数		
開始年月日	年 月 日	特定施設の種類		

備考

「特定施設の種類」は、水質汚濁防止法施行令（昭和 4 6 年政令 1 8 8 号）別表第一及びダイオキシン類対策特別措置法施行令（平成 11 年政令 4 3 3 号）別表第二に掲げる号番号及び名称を記入すること。

特定施設設置届出書

年 月 日

様

届出者

住 所

氏名又は名称及び法人にあ

ってはその代表者の氏名

電話番号

下水道法第 12 条の 3 第 1 項の規定により、特定施設の設置について、次のとおり届け出ます。

汚水発生施設等 管理責任者		連絡窓口 電話番号	平日	
			休日・夜間	
工場又は事業場の名称			※整理番号	
工場又は事業場の所在地			※受理年月日	年 月 日
特定施設の種類			※施設番号	
△特定施設の構造	別紙 1 のとおり。		※審査結果	
△特定施設の使用の方法	別紙 2 のとおり。		※備 考	
△汚水の処理の方法	別紙 3 のとおり。			
△下水の量及び水質	別紙 4 のとおり。			
△用水及び排水の系統	別図のとおり。			

備考

- △印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。
- ※印の欄には、記入しないこと。
- 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格 A 4 とすること。

特定施設の構造

施 設 名 (特定施設番号)	()	()	()
型 式			
主要寸法			
能 力			
設 置 数	基	基	基
新設変更の着手予定	年 月 日	年 月 日	年 月 日
完 成 予 定	年 月 日	年 月 日	年 月 日
使用開始予定	年 月 日	年 月 日	年 月 日
その他参考事項			

関連図面：図-1「付近の見取り図」 図-2「建物の配置図」

図-3「特定施設等主要機器の配置図」 図-4「特定施設の構造図」

特定施設の使用の方法

施 設 名 (特定施設番号)	()	()	()
使 用 時 間	時から 時まで 連続・ 時間ごと (時間／日)	時から 時まで 連続・ 時間ごと (時間／日)	時から 時まで 連続・ 時間ごと (時間／日)
季節的変動の概要			
原材料の種類 一日当たり使用量 及び使用方法			
排水・残渣等の扱い			
その他参考事項			

関連図面：図-3「特定施設等主要機器の配置図」 図-5「特定施設の操業系統図」

汚水等の処理の方法

汚水処理施設名				
着 工 予 定		年 月 日	年 月 日	年 月 日
完 成 予 定		年 月 日	年 月 日	年 月 日
使用開始予定		年 月 日	年 月 日	年 月 日
汚 水 処 理 設 備 概 要	汚水処理の方法			
	種類・型式			
	能 力			
汚水処理施設の 使 用 時 間		時から 時まで 連続・ 時間ごと (時間／日)	時から 時まで 連続・ 時間ごと (時間／日)	時から 時まで 連続・ 時間ごと (時間／日)
季節的変動の概要				
汚水の処理に要する薬 品等消耗資材の一日当 たり用途別使用量				
残渣の量及びその 処 理 方 法				
排 除 場 所				
その他の参考事項				

関連図面：図-3「特定施設等主要機器の配置図」

図-6「汚水処理施設の構造図」

図-7「汚水処理の系統図」

下水の量及び水質

排水口番号 下水排除量 (m ³ /日) 項 目		平均	最大	平均	最大	(参考) 下水排除 基準
下水排除基準項目	単位					許容限度
アンモニア性窒素等含有量	mg/l					380
生物化学的酸素要求量 (BOD)	mg/l					600
浮遊物質 (SS)	mg/l					600
n-ヘキサン	鉍油類	mg/l				5
抽出物質含有量	動植物油脂類	mg/l				30
水素イオン濃度 (pH)						5~9
水温	℃					45
よう素消費量	mg/l					220
カドミウム	mg/l					0.03
シアン化合物	mg/l					0.5
有機燐化合物	mg/l					1
鉛	mg/l					0.1
六価クロム	mg/l					0.2
砒素	mg/l					0.1
総水銀	mg/l					0.003
アルキル水銀	mg/l					不検出
ポリ塩化ビフェニル (PCB)	mg/l					0.003
トリクロロエチレン	mg/l					0.1
テトラクロロエチレン	mg/l					0.1
ジクロロメタン	mg/l					0.2
四塩化炭素	mg/l					0.02
1,2-ジクロロエタン	mg/l					0.04
1,1-ジクロロエチレン	mg/l					1
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l					0.4
1,1,1-トリクロロエタン	mg/l					3
1,1,2-トリクロロエタン	mg/l					0.06
1,3-ジクロロプロペン	mg/l					0.02
チウラム	mg/l					0.06
シマジン	mg/l					0.03
チオベンカルブ	mg/l					0.2
ベンゼン	mg/l					0.1
セレン	mg/l					0.1
ほう素	mg/l					10
ふっ素	mg/l					8
1,4-ジオキサン	mg/l					0.5
フェノール類	mg/l					5
銅	mg/l					3
亜鉛	mg/l					2
溶解性鉄	mg/l					10
溶解性マンガン	mg/l					10
クロム	mg/l					2
ダイオキシン類	pg-TEQ/l					10
摘 要						

関連図面：図-5 「特定施設の操業系統図」

図-7 「汚水処理の系統図」

用途別用水使用量

用 途 区 分	平均用水量 (m^3 /日)	最大用水量 (m^3 /日)	水 源 種 別
計			

備考

用途区分は、工場等の特定施設ごと及び一般工場用水、事務所系用水等に区分すること。

特定施設使用届出書

年 月 日

様

届出者

住 所

氏名又は名称及び法人にあ

ってはその代表者の氏名

電話番号

下水道法第 12 条の 3 第 2 項（下水道法第 12 条の 3 第 3 項）の規定により、特定施設について、次のとおり届け出ます。

汚水発生施設 等 管理者責任		連絡窓口 電話番号	平日	
			休日・夜間	
工場又は事業場の名称			※整理番号	
工場又は事業場の所在地			※受理年月日	年 月 日
特定施設の種類			※施設番号	
△特定施設の構造	別紙 1 のとおり。		※審査結果	
△特定施設の使用の方法	別紙 2 のとおり。		※備考	
△汚水の処理の方法	別紙 3 のとおり。			
△下水の量及び水質	別紙 4 のとおり。			
△用水及び排水の系統	別図のとおり。			

備考

- △印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。
- ※印の欄には、記入しないこと。
- 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格 A 4 とすること。

特定施設の構造等変更届出書

年 月 日

様

届出者

住 所

氏名又は名称及び法人にあ

ってはその代表者の氏名

電話番号

下水道法第 12 条の 4 の規定により、特定施設の構造等の変更について、次のとおり届け
出ます。

汚水発生施設等 管理責任者		連絡窓口 電話番号	平日	
			休日・夜間	
工場又は事業場の名称			※整理番号	
工場又は事業場の所在地			※受理年月日	年 月 日
特定施設の種類			※施設番号	
△特定施設の構造（特定 施設の使用方法、汚水 の処理の方法、下水の量 及び水質、用水及び排水 の系統）	別紙のとおり。		※審査結果	
			※備 考	

備考

- △印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。
- ※印の欄には、記入しないこと。
- 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとする。
- 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第 9

受 理 書

第 号
年 月 日

様

公共下水道管理者

印

年 月 日次の届出書を受理しました。

届出の根拠	
届出の内容	
届出に係る特定施設の種類	

備考

- 「届出の根拠」の欄は、「下水道法第 12 条の 3 第 1 項」又は「下水道法第 12 条の 4」と記載すること。
- 「届出の内容」の欄は、「特定施設の設置」又は「特定施設の構造等の変更」と記載すること。
- 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

氏名変更等届出書

年 月 日

様

届出者

住 所

氏名又は名称及び法人にあ

ってはその代表者の氏名

電話番号

氏名（名称、住所、所在地）に変更があったので、下水道法第 12 条の 7 の規定により、
次のとおり届け出ます。

汚水発生施設等 管理責任者			連絡窓口	平日	
			電話番号	休日・夜間	
変更の内容	変更前			※整理番号	
	変更後			※受理年月日	年 月 日
変更年月日	年 月 日			※施設番号	
変更の理由				※備 考	

備考

- ※印の欄には、記入しないこと。
- 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

特定施設使用廃止届出書

年 月 日

様

届出者

住 所

氏名又は名称及び法人にあ

ってはその代表者の氏名

電話番号

特定施設の使用を廃止したので、下水道法第 12 条の 7 の規定により、次のとおり届け出ます。

汚水発生施設 等 管理責任者		連絡窓口 電話番号	平日	
			休日・夜間	
工場又は事業場の名称			※整理番号	
工場又は事業場の所在地			※受理年月日	年 月 日
特定施設の種類			※施設番号	
特定施設の設置場所			※備 考	
使用廃止の年月日		年 月 日		
使用廃止の理由				

備考

- ※印の欄には、記入しないこと。
- 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

承 継 届 出 書

年 月 日

様

届出者

住 所

氏名又は名称及び法人にあ

ってはその代表者の氏名

電話番号

特定施設に係る届出者の地位を承継したので、下水道法第 12 条の 8 第 3 項の規定により、次のとおり届け出ます。

汚水発生施設 等 管理責任者		連絡窓口 電話番号	平日	
			休日・夜間	
工場又は事業場の名称			※整理番号	
工場又は事業場の所在地			※受理年月日	年 月 日
特定施設の種類			※施設番号	
特定施設の設置場所			※備 考	
承継の年月日		年 月 日		
被承継者	氏名又は名称			
	住 所			
承継の原因				

備考

- ※印の欄には、記入しないこと。
- 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること

水質測定記録表

測定 年月日 及び時刻	測定場所		特定施設の 使用状況	採水者	分析者	測定項目								備考
	名称	排水量 (m^3 /日)												

備考

- 1 採水の年月日と分析の年月日が異なる場合には、備考欄にこれを明示すること。
- 2 ダイオキシン類についての測定の記録は、ダイオキシン類の量をその毒性に応じて下水の水質の検定方法等に関する省令（昭和 37 年厚生省建設省令第 1 号）第 13 条に規定するところにより 2, 3, 7, 8－四塩化ジベンゾパラオキシンの量に換算した数値で行うこと。

施設の完成報告書

年 月 日

様

住 所

氏名又は名称及び法人にあ
ってはその代表者の氏名

電話番号

年 月 日付けで届出をし、年 月 日付け第 号で受理書の交付の
ありました特定施設の設置（構造等変更）については、下記のとおり完成しました
ので、下水道法第39条の2の規定により報告します。

記

- | | | |
|---|-----------------------|-------|
| 1 | 工事着手年月日 | 年 月 日 |
| 2 | 完成年月日 | 年 月 日 |
| 3 | 使用開始年月日 | 年 月 日 |
| 4 | 汚水発生施設等
管理責任者の職・氏名 | |
| 5 | 連絡先電話番号 | |

注）用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

事故届出書

年 月 日

様

届出者住所

氏名又は名称及び
法人にあってはそ
の代表者の氏名

下水道法第 12 条の 9 の規定により、事故の状況及び事故に対して講じた措置について、届出します。

特定事業場名称				
事業場の所在地				
汚水発生施設等管理 責任者（窓口）	氏名		公害防止管理者(水質関係) 国家資格の有無	有 ・ 無
	TEL		FAX	
事故 状 況	事故の発生日時	年 月 日 () 時 分		
	事故の発見方法			
	事業場内の事故 の発生場所			
	発生原因	自然災害 ・ 施設の老朽化 ・ 操作ミス ・ その他 ()		
	下水道に流入し た有害物質等			
	下水道への流入 物質質量（推定）	mg（負荷量として）		
		流入水量 計	m ³ ・ 流入濃度	mg/l
	応急の措置の内 容			
	連絡先	☐ 警察 () ☐ 消防 () ☐ 環境部局 () ☐ 河川管理者 () ☐ その他 ()		
本事故対応の間 合せ先	氏名			
	TEL		FAX	
備 考				

事故再発防止措置計画届出書

年 月 日

様

届出者住所

氏名又は名称及び
法人にあってはそ
の代表者の氏名

先般、下水道法第 12 条の 9 の規定により届出した事故の結果を踏まえ、事故の再発防止のための計画を届出します。

特定事業場名称				
事業場の所在地				
汚水発生施設等管理責任者（窓口）	氏名		公害防止管理者（水質関係） 国家資格の有無	有 ・ 無
	TEL		FAX	
事故発生原因				
事故再発防止のための計画内容				
措置完了予定年月日	年 月 日（ ）			
備 考				

事故再発防止措置完了届出書

年 月 日

様

届出者住所

氏名又は名称及び
法人にあってはそ
の代表者の氏名

先般、届出した事故再発防止措置計画について、措置が完了したため届出いたします。

特定事業場名称				
事業場の所在地				
汚水発生施設等管理責任者（窓口）	氏名		公害防止管理者（水質関係） 国家資格の有無	有 ・ 無
	TEL		FAX	
事故発生原因				
事故再発防止のための計画内容				
備 考				

千曲川流域下水道関連公共下水道下水排除基準一覧表

令和7年7月1日現在

事業場			特定施設を設置している事業場										特定施設 を設置し ていない	
一日の平均的な排水量			500 m ³ 以上	500 m ³ ～ 50 m ³			50 m ³ 未満							
業 種			全業種	全業種	全業種		①の特定施設の設置業種		その他の業種					
事業場設置時期			指定なし	新設	既設		新設	既設		新設	既設		事業場	
下水排除基準項目			単位											
政令の基準	有害物質	カドミウム及びその化合物	mg/l	0.03 以下	0.03以下	0.03 以下		0.03以下	0.03 以下		0.03以下	0.03 以下		0.03 以下
		シアン化合物	mg/l	0.5 以下	0.5以下	1 以下	0.5以下	0.5以下	1 以下	0.5以下	0.5以下	1 以下	0.5以下	0.5 以下
		有機燐化合物	mg/l	1 以下	1 以下	1 以下		1 以下	1 以下		1 以下	1 以下		1 以下
		鉛及びその化合物	mg/l	0.1 以下	0.1以下	0.1 以下		0.1以下	0.1 以下		0.1以下	0.1 以下		0.1 以下
		六価クロム化合物 (※1)	mg/l	0.2 以下	0.2以下	0.2 以下		0.2以下	0.2 以下		0.2以下	0.2 以下		0.2 以下
		砒素及びその化合物 *	mg/l	0.1 以下	0.1以下	0.1 以下		0.1以下	0.1 以下		0.1以下	0.1 以下		0.1 以下
		水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	mg/l	0.003 以下	0.003 以下	0.005 以下	0.003 以下	0.003 以下	0.005 以下	0.003 以下	0.003 以下	0.005 以下	0.003 以下	0.003 以下
		アルキル水銀化合物	mg/l	検出され ないこと	検出され ないこと	検出され ないこと		検出され ないこと	検出され ないこと		検出され ないこと	検出され ないこと		検出され ないこと
		ポリ塩化ビフェニル (PCB)	mg/l	0.003 以下	0.003 以下	0.003 以下		0.003 以下	0.003 以下		0.003 以下	0.003 以下		0.003 以下
		トリクロロエチレン	mg/l	0.1 以下	0.1以下	0.1 以下		0.1以下	0.1 以下		0.1以下	0.1 以下		0.1 以下
		テトラクロロエチレン	mg/l	0.1 以下	0.1以下	0.1 以下		0.1以下	0.1 以下		0.1以下	0.1 以下		0.1 以下
		ジクロロメタン	mg/l	0.2 以下	0.2以下	0.2 以下		0.2以下	0.2 以下		0.2以下	0.2 以下		0.2 以下
		四塩化炭素	mg/l	0.02 以下	0.02以下	0.02 以下		0.02以下	0.02 以下		0.02以下	0.02 以下		0.02 以下
		1,2-ジクロロエタン	mg/l	0.04 以下	0.04以下	0.04 以下		0.04以下	0.04 以下		0.04以下	0.04 以下		0.04 以下
		1,1-ジクロロエチレン	mg/l	1 以下	1 以下	1 以下		1 以下	1 以下		1 以下	1 以下		1 以下
		シス-1,2-ジクロロ エチレン	mg/l	0.4 以下	0.4以下	0.4 以下		0.4以下	0.4 以下		0.4以下	0.4 以下		0.4 以下
		1,1,1-トリクロロエタン	mg/l	3 以下	3 以下	3 以下		3 以下	3 以下		3 以下	3 以下		3 以下
		1,1,2-トリクロロエタン	mg/l	0.06 以下	0.06以下	0.06 以下		0.06以下	0.06 以下		0.06以下	0.06 以下		0.06 以下
		1,3-ジクロロプロペン	mg/l	0.02 以下	0.02以下	0.02 以下		0.02以下	0.02 以下		0.02以下	0.02 以下		0.02 以下
		チウラム	mg/l	0.06 以下	0.06以下	0.06 以下		0.06以下	0.06 以下		0.06以下	0.06 以下		0.06 以下
		シマジン	mg/l	0.03 以下	0.03以下	0.03 以下		0.03以下	0.03 以下		0.03以下	0.03 以下		0.03 以下
		チオベンカルブ	mg/l	0.2 以下	0.2以下	0.2 以下		0.2以下	0.2 以下		0.2以下	0.2 以下		0.2 以下
		ベンゼン	mg/l	0.1 以下	0.1以下	0.1 以下		0.1以下	0.1 以下		0.1以下	0.1 以下		0.1 以下
		セレン及びその化合物	mg/l	0.1 以下	0.1以下	0.1 以下		0.1以下	0.1 以下		0.1以下	0.1 以下		0.1 以下
		ほう素及びその化合物 (※2)	mg/l	10 以下	10 以下	10 以下		10 以下	10 以下		10 以下	10 以下		10 以下
		ふっ素及びその化合物 * (※2)	mg/l	8 以下	8 以下	8 以下		8 以下	8 以下		8 以下	8 以下		8 以下
		1,4-ジオキサン	mg/l	0.5 以下	0.5以下	0.5 以下		0.5以下	0.5 以下		0.5以下	0.5 以下		0.5 以下
	その他	フェノール類	mg/l	5 以下	5 以下	5 以下		5 以下	5 以下		5 以下	5 以下		5 以下
		銅及びその化合物 * (※3)	mg/l	3 以下	3 以下	3 以下		3 以下	3 以下		3 以下	3 以下		3 以下
		亜鉛及びその化合物 * (※3) (※4)	mg/l	2 以下	2 以下	2 以下		5 以下	5 以下		2 以下	2 以下		2 以下
		鉄及びその化合物 (溶解性) *	mg/l	10 以下	10 以下	10 以下		10 以下	10 以下		10 以下	10 以下		10 以下
		マンガン及びその化合物 (溶解性) *	mg/l	10 以下	10 以下	10 以下		10 以下	10 以下		10 以下	10 以下		10 以下
		クロム及びその化合物 * (※3)	mg/l	2 以下	2 以下	2 以下		2 以下	2 以下		2 以下	2 以下		2 以下
	有害物質	ダイオキシン類 (※5)	pg-TEQ/l	10 以下	10 以下	10 以下		10 以下	10 以下		10 以下	10 以下		10 以下
条例で定める基準	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (※2)	mg/l	380 未満	380 未満	380 未満		380 未満	380 未満		380 未満	380 未満		380 未満	
	生物化学的酸素要求量 (BOD)	mg/l	600 未満	600 未満	600 未満		600 未満	600 未満		600 未満	600 未満		600 未満	
	浮遊物質質量 (SS)	mg/l	600 未満	600 未満	600 未満		600 未満	600 未満		600 未満	600 未満		600 未満	
	n-ヘキサン抽出物質含有量	鉱油類	mg/l	5 以下	5 以下	5 以下		5 以下	5 以下		5 以下	5 以下		5 以下
		動植物油脂類	mg/l	30 以下	30 以下	30 以下		30 以下	30 以下		30 以下	30 以下		30 以下
	水素イオン濃度 (pH) *		5 を超え 9 未満	5 を超え 9 未満	5 を超え 9 未満		5 を超え 9 未満	5 を超え 9 未満		5 を超え 9 未満	5 を超え 9 未満		5 を超え 9 未満	
	温度	℃	45 未満	45 未満	45 未満		45 未満	45 未満		45 未満	45 未満		45 未満	
よう素消費量	mg/l	220 未満	220 未満	220 未満		220 未満	220 未満		220 未満	220 未満		220 未満		

注)

- 1 内は直罰対象の排除基準を示す。
- 2 内は除害施設の設置等義務付けに係る対象の排除基準を示す。
- 3 「政令の基準」は、政令又は水質汚濁防止法に基づく上乗せ条例で定められた一律の排水基準を示す。
- 4 「条例で定める基準」は、市町村が条例で定める排除基準の限度を示す。
- 5 区分の特例
 - ①の業種 : 水質汚濁防止法施行令別表第1 26, 27, 47, 49, 52, 53, 58, 61, 62, 63, 65, 66 の各号に掲げる施設を設置する事業場。
 - 新設・既設の区分 : 昭和54年10月31日以前に設置された事業場は既設、以後は新設とする。
 - 旅館業の取扱 : 温泉を利用する旅館業については直罰対象になる。ただし、*のある項目について昭和49年11月30日現に湧出している温泉を利用する旅館業については直罰対象にならない。温泉を利用しない旅館業は、直罰対象にならないが、除害施設の設置等を義務付けることができる。
 - (※1) : 電気めっき業は、令和9年3月31日まで暫定基準がある。
 - (※2) : 業種により、令和10年9月30日までの暫定基準がある。
 - (※3) : 業種により、上乗せ基準が適用となる。詳細は「公害関係基準のしおり」(長野県環境部)を参照のこと。
 - (※4) : 電気めっき業は、令和11年12月10日までの暫定基準がある。
 - (※5) : ダイオキシン類対策特別措置法第2条第2項の規定による特定施設を設置する事業場に適用される排除基準を示す。

mg/l とは

水中の汚濁物質の濃度を示すのに用いる単位で、1mg/l とは水 1 リットル中に物質 1 mg を含むことを示します。

(たとえば、風呂桶 1 杯 300 リットルに対して 0.3 g が 1mg/l です。)

BOD (生物化学的酸素要求量) とは

水中にある有機物をバクテリアが分解するのに必要な酸素の量をいい、この値により水中にある生物化学的な分解を受ける有機物の量を表します。BOD は最も広く使用されている汚濁の指標で、この値が高いほど水が汚れていることになります。

上水道の原水としては、3 mg/l 以下であることが望ましいとされています。また、魚類が快適にすめる水は、5 mg/l 以下といわれています。

SS (浮遊物質) とは

水中に浮遊している物質のうちで、大きな固形物と溶解性物質を除いた、水に溶けない懸濁性の粒子の量を示します。SS が高いと水の濁りや透明度などの外観が悪くなるほか、魚類のえらをふさいでへい死させたりすることがあります。

n—ヘキサン抽出物質とは

水中に含まれる物質のうちで、比較的揮発しにくい油分 (動植物油、鉱物油) を表します。これらの物質は、下水管を閉そくさせるなどの障害を起こします。また、終末処理場での生物処理にも悪影響を与えます。

除 害 施 設

除害施設にはどのような方法がありますか

排水処理の対策としては先に示したように、まず、どのような工程（業務）からどのような水質の廃水が出るかといった、汚れの特性や度合いなど汚濁発生の状況を把握したうえで、汚濁負荷の高い廃水が多量に発生しないように工夫することが必要です。

そして、廃水の汚濁の特性に応じた最適な処理方法を選択することが、廃水処理を効率的に行う必須条件です。除害施設は、次に示すとおり、前処理、物質化学処理、生物処理やこれらを組み合わせた方法が実際に使用されます。

【除害施設と主な適業種】

区 分	前処理		物理化学処理			生物処理
	スクリーン 沈殿分離槽	油水分離	pH 調節	凝集沈殿	凝集加圧 浮 上	
畜産食料品製造業	○	○	○	○	○	○
水産食料品製造業	○	○		○	○	○
保存食料品製造業	○		○			○
味噌、しょう油製造業	○		○	○	○	○
製 あ ん 業	○					○
飲料（酒類）製造業	○		○		○	○
麵 類 製 造 業	○					○
豆 腐 製 造 業	○	○	○		○	
電 気 め っ き 業		○	○	○		
旅 館 業	○	○				
弁 当 製 造 業	○	○			○	
飲 食 店	○	○				
洗 濯 業	○	○	○	○	○	
病 院	○	○	○	○	○	
自動車分解整備業	○	○		○	○	

前処理

生物処理をする前段階や下水道に排除をする前に、排水の水質により必要に応じて、スクリーン、沈殿分離槽、油水分離槽を設置して調理くずや油分を取り除きます。

① スクリーン

排水中の固形物や浮遊物を取り除き、調理くず等が腐敗したり排水中に溶け出すことを防止して、BOD や COD が増加することをおさえることができます。スクリーンの効果を高めるためには、排水の性質に応じて目幅を選択し、かつ、定期的に点検・清掃を行い、固形物を取り除く必要があります。

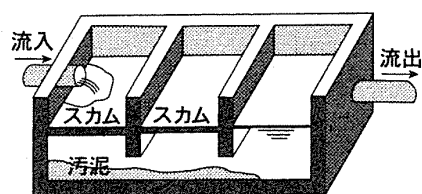
② 沈殿分離槽

排水の濁りの原因である細かな固形物を沈殿させて、固形物と上澄水に分けるものです。

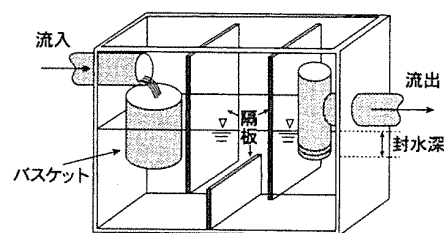
定期的に点検、清掃を行わないと効果がなくなるため、1 ヶ月に 1 回程度は沈殿物を取り除く等の手入れが必要です。

③ 油水分離槽

油と水を分離するために使用される装置ですが、沈殿分離槽と同様に定期的に点検、清掃を行う必要があります。



沈殿分離槽



簡易油水分離槽

物理化学処理とは

① pH 調整槽

ほとんどの業種で使用できる装置で、排水を中性にして放流先に悪影響を及ぼさないようにするほか、他の処置装置などを適正に動かす働きがあります。

② 凝集沈殿処理

細かい濁りの物質を化学薬品を使って沈殿させて取り除く方法です。機械金属製造業などで使用されていますが、運転費用は比較的高くなります。

③ 凝集加圧浮上処理

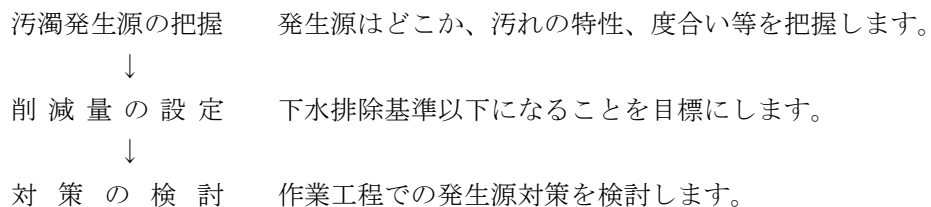
凝集沈殿処理でも処理できない場合に使用されます。浮上分離して処理します。食料品製造業などに適用されています。

生物処理とは

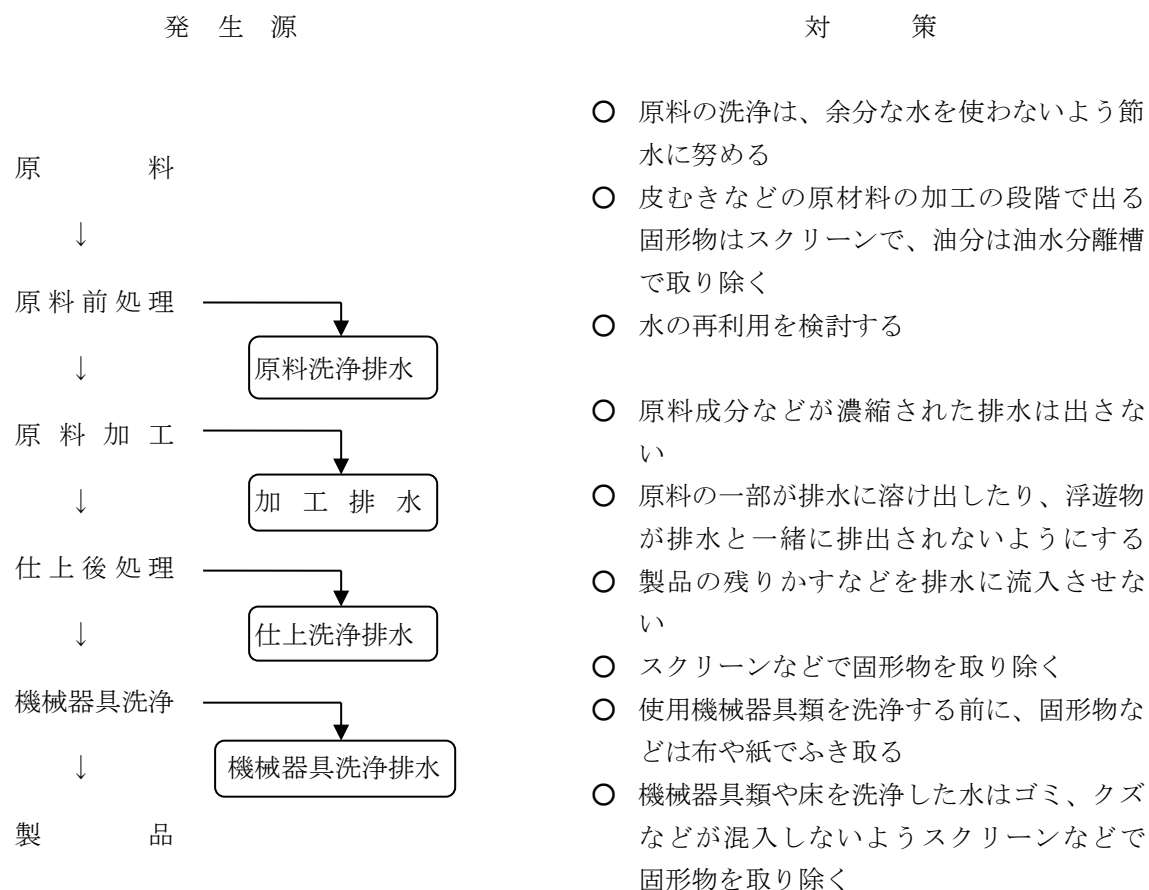
微生物の働きで排水中の有機物を処理する方法です。食料品製造業など多量の有機物を含む排水の処理に使われます。

事業場排水の処理はどのようにすればよいのですか

排水の水質は業種や業務の内容により異なるため、下水排除基準をこえる場合は除害施設を設置しなければなりません。汚濁負荷量(排水に含まれる汚れの量)を削減するためには、まず、汚濁発生源の状況を把握し、次に、汚濁負荷の削減量を設定し、下水排除基準に適合するのに必要な対策を検討します。



汚濁発生源とその対策（食品加工業での例）

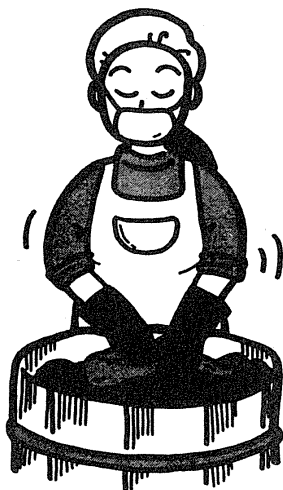


排水はどのような工程（業務）から排出されるのですか

次に漬物製造業の例を示しますので、参考にして検討ください。

〔漬物製造業〕

（例 一夜漬製造業）



処 理 工 程 (→は排水を示す)	排 水 の 水 質 BOD (mg/1)
野菜原料 ↓ 整型洗浄 → ↓ 塩蔵槽 ↓ 洗 浄 → ↓ 調味熟成 ↓ 整形包装 → ↓ 製 品	原料洗浄排水 4, 100mg/1

〔豆腐製造業〕



処 理 工 程 (→は排水を示す)	排 水 の 水 質 BOD (mg/1)
原 料 ↓ 浸 漬 → ↓ 摩砕・蒸煮 → ↓ 分 離 ↓ 豆 乳 ↓ 凝 固 ↓ 寄せ込み → ↓ 水さらし → ↓ 製 品	浸漬排水 2, 100mg/1 寄せ込み排水 20, 000mg/1 水さらし排水 170mg/1

〔みそ製造業〕

処 理 工 程 (→は排水を示す)	排 水 の 水 質 BOD (mg/1)
精 米 大 豆 ↓ ↓ 洗 浄 → ↓ → ↓ 洗 浄 → ↓ ↓ 浸 漬 → ↓ → ↓ 浸 漬 → 蒸 煮 ↓ ↓ 蒸 煮 → 製 麴 → ↓ 仕 込 ↓ 発酵・熟成 ↓ 製 品	洗浄排水 精米 3,000mg/1 大豆 1,000mg/1 浸漬排水 精米 4,000mg/1 大豆 2,500mg/1 蒸煮排水 大豆 30,000mg/1

〔麺類製造業〕

処 理 工 程 (→は排水を示す)	排 水 の 水 質 BOD (mg/1)
原 料 ↓ 混 合 ↓ 圧 延 ↓ 切 出 ↓ 蒸 煮 → ↓ 水洗・冷却 → ↓ 包装・殺菌 ↓ 製品 (蒸し麺)	蒸煮排水 6,000mg/1 洗浄・冷却排水 1,000mg/1

〔弁当製造業〕



処 理 工 程 (→は排水を示す)	排 水 の 水 質 BOD (mg/1)
原 料 ↓ 洗 浄 → ↓ 加 工 → ↓ 調 理 → ↓ 盛り付け ↓ 弁 当 → ↓回収 弁当箱洗浄 →	エビ解凍排水 380mg/1 赤魚漬込排水 550mg/1

〔旅 館 業〕



処 理 工 程 (→は排水を示す)	排 水 の 水 質 BOD (mg/1)
厨 房 →	ちゅう房排水 200～500 mg/1
浴 場 →	浴場排水 4～340 mg/1
洗 濯 →	洗濯排水 374 mg/1
便 所 →	
洗 面 →	
洗車・プール →	

〔飲 食 店〕

処 理 工 程 (→は排水を示す)	排 水 の 水 質 BOD (mg/1)
原 料 ↓	
洗浄・解凍 →	エビ解凍排水 380mg/1
↓	
加 工 →	赤魚漬込排水 550mg/1
↓	
調 理 →	牛すじ湯煮排水 29,000mg/1
↓	
→ 食器洗浄 →	—飲食店— 天ぷら油 1,000,000mg/1
↓	
盛り付け ↓	味噌汁 35,000mg/1
製品・食事	酒 101,000～ 156,000mg/1 ビール 38,000～ 39,000mg/1

〔洗 濯 業〕

処 理 工 程 (→は排水を示す)	排 水 の 水 質 BOD (mg/1)
衣類など ↓ ↓	
ドライクリーニング → 本洗 →	洗浄排水 1,100mg/1
↓	
すすぎ →	すすぎ 1 回 310mg/1
↓	
のり付け →	すすぎ 1 回 54mg/1
↓	
のり付け排水	すすぎ 1 回 30mg/1
↓	
プレス →	3,500mg/1
↓	
包装	
↓	
製品	

除害施設を設置するだけでは不十分なのです

下水道排除基準に適合するためには、維持管理を十分に行うことが必要です。適正な管理が行われていないと除害施設は正常に機能しません。

担当者を定めるなどして、確実にチェックすることが重要です。

1 維持管理のポイント

- ① 作業者が自ら除害施設を維持管理する場合は、管理がおろそかにならないように、チェック表などにより常に状況を把握できるようにします。
- ② 専門の維持管理業者に委託する場合でも、管理を任せきりにしないようにします。
- ③ スクリーン等は目詰まりをしないよう、常に点検を行い、固形物を取り除きます。
- ④ 油水分離槽、沈殿分離槽もスクリーン等と同様に、常に点検を行うとともに、清掃を実施して悪臭の発生も予防します。
- ⑤ 油水分離槽、沈殿分離槽の汚泥の引抜き処分先については、長野地域振興局環境・廃棄物対策課（長野市は長野市廃棄物対策課）、又は（一社）長野県資源循環保全協会（〒380-8567 長野市岡田町 30-16 長野県林業センター 1 F）TEL 026-224-9192 FAX 026-224-9188）にお問い合わせください。

2 その他の管理ポイント

- ① 毎日の作業で、水の使用量を減らす作業手順を決めて、それを確実に実行します。
- ② 作業工程毎に排水の量と水質を確認してみます。

3 排水の水質測定

定期的に排水の水質測定を行い、下水排除基準に適合しているかどうかを把握します。その結果は処理施設の維持管理の参考になりますので、大切に保存してください。下水道法では、水質の自主検査は特定施設の設置者に義務付けられています。測定頻度は p. 8 のとおりであり、その結果を記録して 5 年間保存することとされています。

なお、水質測定の実施については、計量法に基づく計量証明事業所（依頼に応じて有料で水質測定を行う事業者、次ページを参照）に相談してください。

計量証明事業者一覧表

令和 7 年 4 月 1 日現在
長野県計量検定所

事業区分：濃度、音圧レベル、振動加速度レベル

No	事業所名	所在地	事業区分(登録番号)				
			濃度			音圧	振動
			大気	水質	土壌		
1	南信環境管理センター(株)	上伊那郡箕輪町大字中箕輪 12253	1	1	1	2	63
2	(株)コーエキ	岡谷市田中町 3-3-24	5	5	5	45	68
3	(株)環境技術センター	松本市大字笹賀 5652-166	8	8	8	19	57
4	(株)信濃公害研究所	北佐久郡立科町大字芦田 1835-1	10	10	10	33	64
5	(一社)長野県薬剤師会検査センター	松本市旭 2-11-20	11	11	11		
6	(一社)上田薬剤師会	上田市国分 994-1		12	12		
7	(一社)上伊那薬剤師会	伊那市荒井 4568 番地 1	13	13	13		
8	(一社)長野市薬剤師会	長野市アークス 13-11	14	14	14		
9	ユートピア産業(株)	長野市青木島町青木島乙 258-1	17	17	17		
10	(株)ネイテック	長野市川中島上氷鉦 804-1		18	18		
11	(一社)長野県労働基準協会連合会松本測定所	松本市大字神林字小坂道 7107-55	23	23	23	24	88
12	(一財)中部公衆医学研究所	飯田市高羽町 6-2-2	27	27	27	112	113
13	(一社)長野県労働基準協会連合会長野測定所	長野市アークス 2-3	29	29	29	52	58
14	(一社)長野県産業環境保全協会	長野市大字中御所字岡田 131-10		30	30		
15	(株)科学技術開発センター	長野市北長池南長池境 2058-3	31	31	31	50	61
16	(株)ウィルアクト	松本市南原 1-2-5				59	60
17	(有)環境テクノス	松本市野溝西 2-11-14	34	34	34		
18	(株)東信公害研究所	上田市古里 36-9	36	36	36		
19	ミヤマ(株)	長野市稲里 1-5-3	37	37	37	49	67
20	(一社)長野県労働基準協会連合会上田測定所	東御市県字保利田 548-1	38	38	38	48	
21	(株)環境科学	松本市大字笹賀 7170-3	41	41	41	80	81
22	(一社)長野県労働基準協会連合会諏訪測定所	諏訪市沖田町 4-12	43	43	43	42	110
23	イコールゼロ(株)	長野市大豆島 4020-3	51	51	51		
24	(株)エスコ	長野市大字富竹字弘誓 173-2	55	55	55		
25	養命酒製造(株)駒ヶ根工場	駒ヶ根市赤穂 16410	65	65			
26	環境未来(株)総合検査センター	松本市和田 4010-5	66	66	66	96	97
27	環境未来(株)技術センター	佐久市跡部 106-2	71	71	71		
28	(株)土木管理総合試験所	長野市篠ノ井御弊川 877-1	74	74	74	75	76
29	(一社)長野県農村工業研究所	須坂市大字須坂 787-1	77	77	77		
30	長野県土地改良事業団体連合会	長野市大字南長野字宮東 452 番地 1		92	92		
31	(有)環境サイエンス	長野市桜枝町 1224-6				98	99
32	直富商事(株)	長野市大字屋島 231-1		101	101	114	115
33	(株)マシーンテック	須坂市大字日滝字口明塚 4984-3		106	106		

(登録順)

※ 最新の登録状況については、長野県計量検定所のホームページを確認してください。

下水道法による特定施設届出のしおり

平成 4 年 5 月	発行
平成 8 年 4 月	改訂
平成 10 年 3 月	改訂
平成 16 年 3 月	改訂
平成 17 年 3 月	改訂
平成 18 年 3 月	改訂
平成 19 年 3 月	改訂
平成 25 年 4 月	改訂
平成 27 年 4 月	改訂
平成 30 年 1 月	改訂
平成 30 年 5 月	改訂
令和元年 7 月	改訂
令和元年 12 月	改訂
令和 3 年 1 月	改訂
令和 3 年 11 月	改訂
令和 6 年 4 月	改訂
令和 7 年 7 月	改訂

編 集 発 行

長野県千曲川流域下水道事務所
長野市上下水道局下水道施設課
須坂市水道局上下水道課
千曲市建設部上下水道課
坂城町建設課
小布施町建設水道課
高山村建設水道課
